

官報

号外

昭和二十九年四月八日

○第十九回衆議院會議錄第三十四号

昭和二十九年四月八日(木曜日)

議事日程 第三十一号

午後一時開議

第一 地方税法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

第二 入場費と税法案(内閣提出)

第三 消費生活協同組合法の一部
を改正する法律案(内閣提出)

第四 医薬関係審議会設置法案
(内閣提出)

第五 国会議員の選挙等の執行経
費の基準に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出)

第六 日本製鉄株式会社法廃止法
の一部を改正する法律案(内閣
提出)

第七 地方自治法第百五十六条第
六項の規定に基づき、繊維製品
検査所の出張所の設置に関し
承認を求めるの件

第八 国際砂糖協定の批准につい
て承認を求めるの件

本日(の会議に付した事件)

日程第八 国際砂糖協定の批准に
ついて承認を求めるの件

昭和二十九年四月八日 衆議院會議錄第三十四号 国際砂糖協定の批准について承認を求めるの件

日程第一 地方税法の一部を改正
する法律案(内閣提出)

日程第二 入場費と税法案(内閣
提出)

日程第三 消費生活協同組合法の
一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第四 医薬関係審議会設置法
案(内閣提出)

日程第五 国会議員の選挙等の執
行経費の基準に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 日本製鉄株式会社法廃
止法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第七 地方自治法第百五十六
条第六項の規定に基づき、繊維製
品検査所の出張所の設置に関し
承認を求めるの件

入場税法案(内閣提出)

午後二時四十九分開議

○議長(堤原次郎君) これより会議を
開きます。

第八 国際砂糖協定の批准につい
て承認を求めるの件

○荒船清十郎君 議事日程順序変更の
緊急動議を提出いたします。すなわち
この際、日程第八を繰上げ上程し、そ
の審議を進められんことを望みます。
○議長(堤原次郎君) 荒船君の動議に
御異議ありませんか。

○議長(堤原次郎君) 御異議なしと認
めます。よつて日程の順序は変更せら
れました。

日程第八、国際砂糖協定の批准につ
いて承認を求めるの件を議題といたし
ます。委員長の報告を求めます。外務
委員長上原君。

国際砂糖協定の批准について承認
を求めるの件

国際砂糖協定の批准について、日
本国憲法第七十三条第三号但書の規
定に基づき、国会の承認を求めらる。

この協定の締結は、公正な且つ安定した
価格で輸入国に対しては砂糖の供給
を確保すること、世界の砂糖の消費
を増加させること並びに、生産者に
適当な報酬を与え、且つ、労働条件
及び賃金の公正な標準の維持を可能
にすることにより、経済が砂糖の生
産又は輸出に大いに依存している国
又は地域の世界市場における購買力
を維持することを目的とする。

第二章 定義

第二條 この協定の適用上、

(1) 「トン」とは、一、〇〇〇キログ
ラムのメートル・トンをいう。

(2) 「割当年度」とは、暦年、すなわ
ち、一月一日から十二月三十一日
までの期間をいう。

(3) 「砂糖」とは、甘し、又ははてん菜
から得た明らかな商品形態をした
砂糖(食用糖みつ、精製糖みつ、
シロップ及びその他の人間の消費に
充てる液状砂糖を含む、蔗糖みつ
及び原始的の方法で製造される低質
の含む糖を除く)をいう。

この協定に掲げる砂糖の量と
は、容器を除く砂糖の重量を粗糖
に換算した正味の重量である。粗
糖に換算した正味の重量とは、第
十六条に規定する場合を除く外、
偏光器により九十六糖度が検定さ
れる粗糖に換算された砂糖の重量
をいう。

(4) 「純輸入量」とは、砂糖の総輸入
量から総輸出量を差し引いた量を
いう。

(5) 「純輸出量」とは、砂糖の総輸出
量(国内の港で船用品として積み
込む砂糖の量を除く)から総輸入
量を差し引いた量をいう。

(6) 「自由市場」とは、この協定のい
ずれかの規定に基づく例外を除き、
世界市場の純輸入量の合計をい
う。

(7) 「基準輸出トン数」とは、第十四
条(1)に掲げる砂糖の量をいう。

(8) 「最初の輸出割当」とは、第十八
条に基いて割当年度ごとに第十四
条(1)に掲げる各国に割り当てられ
る砂糖の量をいう。

(9) 「実際の輸出割当」とは、最初の
輸出割当を随時行われる調整によ
り修正したものをいう。

(10) 「砂糖の在庫量」とは、第十三条
の適用上、各締結国政府が同条に
基いて理事会に通告するところに
従い、次のいずれかをいう。

(1) 当該国にあるすべての砂糖
で、製造工場、精製工場及び倉庫
にあるもの又は国内の仕向地に
向けて国内輸送中のもの。但し、
保税地域に設置されている
外国砂糖(一時輸入中の砂糖も
含む)のものとする。並びに製造
工場、精製工場及び倉庫にある
か又は国内の仕向地に向けて国
内輸送中の砂糖で国内消費のため
にのみ分配され、且つ、当
該国の国内消費税が支払われて
いるものを除く。

(2) 当該国にあるすべての砂糖

昭和二十九年四月八日 衆議院會議第三十四号 關稅砂糖協定の批准について承認を求める件

四七二

で、製造工場、精製工場及び倉庫にあるもの又は国内の仕向地に向けて国内輸送中のもの。但し、保税地域に設置されている外国砂糖(一時輸入中の砂糖も含むものとする)並びに製造工場、精製工場及び倉庫にあるか又は国内の仕向地に向けて国内輸送中の砂糖で国内消費のためにのみ分配されるものを除く。

(11) 「理事会」とは、第二十条に基いて設立される国際砂糖理事会をいう。

(12) 「執行委員会」とは、第三十七条に基いて設立される委員会をいう。

(13) 「輸入国」とは、文脈により、第三十三条に掲げるいずれかの国又は砂糖の純輸入国であるいずれかの国をいう。

(14) 「輸出国」とは、文脈により、第三十四条に掲げるいずれかの国又は砂糖の純輸出国であるいずれかの国をいう。

第三章 締約国政府による一般約束

1 補助金

(1) 締約国政府は、砂糖に対する補助金が、自由市場における公正な且つ安定した価格の維持を助け、及びこの協定の適切な運用を危くする虞があるものと認める。

(2) 締約国政府は、直接又は間接に自国の領域からの砂糖の輸出を増加させ、又は自国の領域への砂糖の輸入を減少させる作用をする補助金(所得又は価格に対するいか

なる形式の補助を含む)を許すし、又は継続するときは、各割当年度中に、理事会に対し、書面により、当該補助の範囲及び性質、自国の領域から輸出され、又は自国の領域へ輸入される砂糖の量に当該補助が及ぼすと予想される効果並びに当該補助を必要とする事由について通告するものとする。

(3) いずれかの締約国政府がこの協定に基く自国の利益に対し重大な脅威が当該補助によりひき起こされているか又はひき起こされる虞があると認めるときは、補助を中止し、他の一又は二以上の関係締約国政府又は理事会と補助を限定することができるとする。この問題が理事会に提出されるときは、理事会は、関係政府とともにその問題を調査し、及び適当と認める勧告を行うことができる。

2 経済調整計画

各締約国政府は、第一条に掲げる一般目的の達成のためこの協定に基く義務の履行に適当と認める手段を執り、及び関係商問題の解決に向かつてできるだけ大きい進歩をこの協定の有効期間中確保する手段を執ることに同意する。

3 砂糖消費の増加促進

各締約国政府は、消費者が一層自由により砂糖を利用することができるようになる目的をもつて、次のことから生ずる負担を含む砂糖に対する不

相応な負担を軽減するため適当と認める措置を執ることに同意する。

(i) 政府及び民間の統制(独占を含む)。

(ii) 財政上及び課税上の政策。

4 公正な労働基準の維持

締約国政府は、生活水準の低下及び世界貿易における不公正な競争状態の発生を避けるため、砂糖産業における公正な労働基準の維持に努力することを宣言する。

第四章 締約輸入国政府の特例義務

第七条 別義務

(1) 各締約輸入国政府及び再輸出のため砂糖を輸入する各締約輸入国政府は、非締約国の締約国の負担において利益を得ることを防ぐため、この協定の効力を生ずる年に先だつ三連年(一九九百五十二年、一九九百五十三年をいう)のいずれかの一年間に非締約国全体から輸入した量より多い量をいづれの割当年度中にも非締約国全体から輸入しないことに同意する。但し、前記の量には、締約国が自国の要求量を他の締約国から第二十条に定める最高価格をこえない価格で購入することができないときに非締約国から購入し、且つ、その旨を理事会に通告した量を含めない。

(ii) 本項(i)に掲げる年は、これを變更する特別な理由があると認められ、いづれかの締約国政府の要請に基いて理事会の決定により、變更することができる。

(2) (i) 締約国政府は、本条(i)により自国に課せられた義務の履行の結果、自国の精製砂糖の再輸出貿易又は砂糖を含有する製品の貿易が損害を受けているか又は損害を受けるさし迫つた危険にさらされていると認めるときは、理事会に当該貿易を保護する措置を執るよう要請することができる。

理事会は、直ちにその要請について検討し、また、前記の義務の減免をも含めてその目的のため必要と認める措置を執るものとす。理事会が要請を受けた日から十五日以内にこの(ii)の規定に基く措置を執らないときは、要請を行う政府は、前記の貿易を保護するため必要な限度において、本条(i)に基く義務を免除されたものとみなされる。

(ii) 通常の貿易たる特定の取引において、本項(i)に規定する手続から生ずる遅延がいずれかの国の砂糖の再輸出に害を及ぼす虞のあるときは、当該政府は、その特定の取引に関し、本条(i)の義務を免除されるものとする。

(3) (i) 締約国政府は、自国が本条(i)の義務を履行することができないと認めるときは、すべての関係事実を理事会に提供すること及び自国が執らうとする措置について理事会に通報することに同意する。理事会は、十五日以内に当該問題について調査するものとし、また、前記の政府に関し、(1)に定める義務を減免することができる。

(ii) 締約輸出国政府は、本条(i)の運用により自国の利益が損害を受けていると認めるときは、理事会にすべての関係事実を提供し、及び他の関係締約国政府によつて執られることを希望する措置について理事会に通報することができる。理事会は、この関係締約国政府の同意を得て、(1)に定める義務を減免することができる。

(4) 砂糖を輸入する各締約国政府は、自国がこの協定を批准し、若しくは受諾し、又はこれに加入した後でできるだけすみやかに、本条(i)に基いて非締約国から輸入することができるとする最大限について理事会に通告するものとする。

(5) 理事会が第十九条(i)(ii)に規定する再分配を行うことができるようにするため、砂糖を輸入する各締約国政府は、割当年度の始まる日から八箇月以内で理事会が定める期間内に、当該割当年度中に非締約国から輸入する予定の砂糖の量について理事会に報告することに同意する。但し、理事会は、当該各締約国について前記の期間を變更することを妨げない。

第五章 締約輸出国政府の特例義務

第八条 別義務

(1) 各締約輸出国政府は、自由市場に対する自国の輸出について、同市場向けの純輸出品がこの協定の規定に基いて定められる輸出割当に従つて各割当年度に輸出することができると認めるようにこれを規制することに同意する。

(2) 基準輸出トン数が七五、〇〇〇トンを超える各締約輸出国政府は、割当年度の最初の八箇月間に自国の最初の輸出割当の八パーセント以上を輸出しないことに同意する。但し、理事会は、市場の状況によりその割合を増すことが正当であると認めるときは、これを増すことができる。

第九条

各締約輸出国政府は、砂糖を輸入する締約国の需要をいつでも満たすことを確保するための実施可能なすべての措置を執ることに同意する。このため、理事会は、需要状態によりこの協定の規定にかかわらず砂糖を輸入する締約国の要求を満たすのに困難が生じていると認めるときは、その要求に有効な優先的考慮を与えるための措置を締約輸出国に勧告するものとする。各締約輸出国政府は、理事会の勧告に従い、処分しうる砂糖の供給についての優先的考慮を、同等の販売条件で、砂糖を輸入する締約国に与えることに同意する。

第十条

各締約輸出国政府は、この協定の有効期間中、且つ、この期間の各割当年度においてできる限り、自国における砂糖の生産量が国内消費、この協定に基いて許可される輸出量及び第十三条に定める在庫量の最高限度を充足するため必要な砂糖の量をこえないように砂糖の生産の調整（砂糖の製造に関する規制により、又は、これが不可能なときは、作付面積若しくは作付に関する規制によつて行う調整）を行うことに同意する。

（単位：千トン）

第十一条

各締約輸出国政府は、自国の最初の輸出割当及び実際の輸出割当のうち使用しないと予想する部分についてできるだけすみやかに理事会に通告することに同意する。理事会は、その通告を受領したときは、第十九条(1)に従つて措置を執るものとする。

第十二条

締約輸出国政府が、当該政府と理事会が協議して定める期間（この協定の有効期間中で、いかなる場合にも、最初の輸出割当が割り当てられた日から八箇月以内の期間とする）内に、自国の最初の輸出割当のうち使用しないと予想する部分について通告しないときは、その国の次の割当年度に対する最初の輸出割当は、現実の輸出量と最初の輸出割当又は最後の実際の輸出割当のいずれか少いものと差だけ削減されるものとする。理事会は、当該政府が通告をしなかつたことが、本条に従つて定められた通告の期間の満了後に生じた不可抗力その他のやむを得ない事由によりその国の予定輸出量に達しなかつたためであると認めるときは、この処罰の規定を適用しないことができる。

第十三条

(1) 締約輸出国政府は、おのおのの国における在庫量が毎年新しい収穫が始まる直前の一定の日（理事会の同意を得て定める日）においておのおのの国の一年間の生産量の

の二十パーセントに等しい量をこえないように国内の生産を規制することを約束する。

(2) 理事会は、特別の事由により正当であると認めるときは、いずれかの国の生産量の二十パーセントをこえる在庫量の保有を許可することができる。

(3) 第十四条(1)に掲げる各締約国政府は、

(i) 自国の基準輸出トン数の十パーセントを下らない量に等しい在庫量を毎年新しい収穫が始まる直前の一定の日（理事会の同意を得て定める日）に保有することに同意する。但し、当該在庫量の保有を妨げるかばつ、この水その他の悪条件がある場合は、この限りでない。

(ii) 当該在庫量を、自由市場の需要増加を充足するため特に保留して置くものとし、及び理事会の同意を得ないで他の目的に使用しないこと並びに、理事会により要求されるときは、直ちに前記の市場への輸出に応じられるようにすることに同意する。

(4) 理事会は、本条(3)に基いて保有されるべき在庫量の最低限度を十五パーセントまで増加することができる。

(5) 本条(3)の規定に基いて保有される(4)の規定により修正されることのある在庫量を有する各締約国政府は、当該在庫量が次の割当年度におけるその国の収穫開始前に補充することができるのでなければ、理事会による別段の承認がない限り、第十四条Bに基く優先順位に

位に應ずるためにも、また、実際の割当が自国の基準輸出トン数より少い場合に第二十二條に基く割当の増加に應ずるためにも、その在庫量を使用しないことに同意する。

(6) この協定の適用上、「キニエバの安定予備量」は、自由市場に対して利用することができる在庫量の一部と認めてはならず、また、本条(1)に基く在庫量の計算に含め

てはならない。

もつとも、キニエバ政府は、理事会が市場の状況により必要であると認めて要請を行うときは、この予備量を自由市場に対して利用するよう考慮することに同意する。

(7) 各締約輸出国政府は、自国がこの協定から脱退した後も、又はこの協定の有効期間が満了した後も、できるだけ、本条に基いて保有する在庫量を砂糖の自由市場に不当な混乱を起させるような方法によつて処分することを許さないことに同意する。

(8) 各締約国政府は、この協定の署名の日の後三箇月以内に、第二條に掲げる「砂糖の在庫量の二個の定義のうちいずれを自国に適用することができるものとして受諾するかを理事会に通報するものとする。

第七章 輸出統制

第十四条

A 基準輸出トン数

(1) この協定の有効期間中の各割当年度において、次に掲げる輸出（国又は地域）の自由市場に對

する基準輸出トン数は、次のとおりとする。

（単位：千トン）

ベルギー（ベルギー領コンゴを含む） 五〇

ブラジル 一七五

中国（台湾） 六〇〇

コロンビア 五〇

キューバ 二、二五〇

チエツコスロヴァキヤ 二七五

デンマーク 七〇

ドミニカ共和国 六〇〇

フランス及びフランスが國際的に代表する国 二〇〇

東ドイツ 一五〇

ハイティ 四五

ハンガリー 四〇

インドネシア 二五〇

メキシコ 七五

オランダ（スリナムを含む）（注） 四〇

ペルー 二八〇

フィリピン 二五

ポーランド 二二〇

ソウイェト社会主義共和國連邦 二〇〇

ユーゴスラヴィア 二〇〇

注 オランダ王国は、千九百五十四年、千九百五十五年及び千九百五十六年の三年を通じて、同期間中に輸入する量より多い砂糖の輸出を行わなければならないことを約束する。

(2) ナエウコスロヴァキヤ共和国及びポーランド人民共和国の輸出割当は、ソウイェト社会主義共和國連邦に対する砂糖の輸出を含まず、その輸出は、この協

昭和二十九年四月八日 衆議院會議第三十四号 國際砂糖協定の批准について承認を求めるの件

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 國際砂糖協定の批准について承認を求めるの件

定外のものである。従つて、ソ
ヴィエト社会主義共和国連邦の
輸出割当は、前記の国からの砂
糖の輸入を考慮しないで計算さ
れる。

(3) この協定は、フランス及び
フランスが國際的に代表する国
とフランスと連合している国(カ
ンボディア、ラオス及びウイエ
トナム)との間の砂糖の移動に
は適用しない。

(4) 本条により基準輸出トン数が
割り当てられていないコスタ・
リカ、エクアドル及びニカラガ
アは、おのおの、一年に粗糖換
算による五、〇〇〇トンまで自
由市場に輸出することができ
る。

(5) この協定は、自由市場において
許される範囲内で砂糖の輸出
としての歴史的的地位を回復しよ
うとする主権国たるインドネシ
アの希望を無視するものではな
く、また、これを無効にする目
的を有するものでもない。

(6) インドは、輸出国の地位を有す
るが、自由に割り当てられるべ
き輸出割当を要請しなかつた。
輸出割当のうち使用しない部分
又は自由市場の増加需要に對する
優先地位

(7) 實際の輸出割当の決定に當
り、次の優先地位が本条(8)の規
定に従つて適用されるものとす
る。

(a) 最初の五〇、〇〇〇トンは、

キユーバに割り当てられる。

(b) 次の一五、〇〇〇トンは、

ポランドに割り当てられる。

(c) 次の五、〇〇〇トンは、
一年目及び二年目にハイティ
に割り当てられる。この量
は、三年目に一〇、〇〇〇ト
ンに増加される。

(d) 次の二五、〇〇〇トンは、
チエコスロヴァキアに割り
当てられる。

(e) 次の一〇、〇〇〇トンは、
ハンガリーに割り当てられ
る。

(8) (i) 理事会は、第十九条(1)及
び(2)の規定の適用から生ずる
再分配を行うに當り、本条(7)
に掲げる優先地位を適用する
ものとする。

(ii) 理事会は、第十八条、第十
九条(1)及び第二十二條の規
定の適用から生ずる分配につ
いては、本条(1)に掲げる輸出
国が、それぞれの基準輸出ト
ン数(第十二條及び第二十一
條(3)により削減するとき)、
その削減された輸出トン数と
する(3)の總量に等しい輸出割
当を受けるまでは、前記の優
先地位を適用しないものとす
る。その後は、この優先地位
を本項(ii)に従つて既に適用し
ていないものについてのみこ
れを適用するものとする。

(iii) 第二十一條の規定の適用か
ら生ずる削減は、實際の輸出
割当が基準輸出トン数の總量
と当該年度における自由市場
の需要増加により優先地位に
基いて割り当てられた總量と
の合計に至るまでは、基準輸
出トン数に比例して行うもの

とする。その後は、優先地位
の逆順に削減を行うものと
し、これに続く削減は、再び
基準輸出トン数に比例して行
うものとする。

第十五条
この協定は、ベルギー、ルクセ
ンブルグ経済同盟(ベルギー領コ
ンゴを含む)、フランス及びブラ
ジルの國際的に代表する国、ドイツ
連邦共和国並びにオランダ王国(ス
リナムを含む)の間における砂糖の
移動には適用しない。

これらの国は、前記の移動の純量
を二年につき一七五、〇〇〇トンに
制限することを約束する。

第十六条
(1) グレート・ブリテン及び北部ア
イルランド連合王国政府(英領西
インド諸島、英領ギアナ、モー
リシアス及びフィジーを代表す
る)、オーストラリア連邦政府及
び南アフリカ連邦政府は、千九百
五十二年の英連邦砂糖協定で定め
る輸出領域からの砂糖の純輸出量
(英連邦の互に隣接する領域又は
島の間の砂糖の移動で、その移動
の量が慣行上公認されているもの
については、その移動の量を除
く)が全体として次の總量をこえ
ないことを約束する。

(i) 千九百五十四年及び千九百五
十五年の同年においては、一年
に、粗糖換算によらない二、四
一三、七九三トン(二、三三五、〇
〇〇英國ロング・トン)

(ii) 千九百五十六年においては、
粗糖換算によらない二、四九〇、

〇一八トン(二、四五〇、〇〇〇
英國ロング・トン)

千九百五十四年、千九百五十五
年及び千九百五十六年の各年に對
する前記の量の制限は、千九百五
十一年の英連邦砂糖協定によつて
關係政府が負う契約上の義務に従
うものであるから、変更しはな
らず、また、この協定の他のすべ
ての規定も、このように解釈する
ものとする。

(2) この制限の結果、英連邦諸國の
砂糖市場のうち一部を自由市場に
利用することができ、また、第十
四條(1)に基く基準輸出トン数を有
する一又は二以上の締約輸出國政
府が英連邦のいずれかの輸入國と
特別の貿易取極を締結した場合
で、その輸入國の市場の一部が當
該輸出國に對して当該輸入國によ
り保証されるときは、(1)に掲げる
政府は、連邦の砂糖の輸出を制限
する義務を免除されるものとみな
される。

(3) グレート・ブリテン及び北部ア
イルランド連合王国政府は、オー
ストラリア連邦政府及び南アフリ
カ連邦政府の同意を得て、英連邦
砂糖協定で定める輸出領域からそ
の年の純輸出量の總計の見積り
を各割当年度の始まる日の六十日前
に理事会に提出し、且つ、その見
積りに關する当該年度中のいかな
る変更をもすみやかに理事会に報
告することと約束する。その約束に
従つて連合王国が理事会に提供す
る報告は、前記の領域に關する限
り、第十一條及び第十二條におけ

る義務を完全に履行するものとみ
なされる。

(4) 第十三條(3)及び(4)の規定は、英
連邦砂糖協定で定める輸出領域に
對しては適用しない。

(5) 本条のいかなる規定も、自由市
場に砂糖を輸出するいずれかの締
約國が英連邦内のいずれかの國に
砂糖を輸出することを妨げ、又は
英連邦のいずれかの國が自由市場
に砂糖を前記の制限量内で輸出す
ることを妨げるものとみなしては
ならない。

第十七条
アメリカ合衆國の國內消費のため
の同國への砂糖の輸出は、自由市場
に對する輸出とみなしてはならず、
また、この協定に基いて定める輸出
割当に算入するものでもない。

第十八条
(1) 理事会は、各割当年度が始まる
前に、その年度中に第十四條(1)に
掲げる輸出國から輸入する自由市
場の砂糖の純輸入要求量の見積り
を作成するものとする。その見積
りを作成するに當り、第七條(4)の
規定に基き非締約國から輸入する
ことができる旨を理事会に通告し
てある砂糖の總量と、諸要素のう
ち、特に考慮するものとする。

(2) 理事会は、各割当年度の始まる
日の少くとも三十日前に、本条(1)
に従つて作成された自由市場の純
輸入要求量の見積りを検討するも
のとする。理事会は、その見積り
を採択するときは、直ちに、これ
を第十四條(1)に掲げる輸出國の
間、それぞれ基準輸出トン数に比
例して配分することにより、各輸

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 國際砂糖協定の批准について承認を求めるの件

- 出園の自由市場に對するその年度の最初の輸出割當を割り當てるものとす。但し、第十四条Bの規定、第十二条の規定によつて科することのある処罰及び第二十一条(3)に基いて行ふことのある削減に從ふことを条件とする。
- (3) 本条(1)に從つて作成される自由市場の純輸入要求量の見積りについて理事會において意見が一致しないときは、この問題を特別投票に付するものとする。投票の結果見積りが採択される場合には、理事會は、本条(2)に從つて最初の輸出割當を割り當てるものとする。投票の結果見積りが採択されない場合には、新割當年度に對する最初の輸出割當は、現割當年度の末日の實際の輸出割當の總量と本条(2)に掲げる基準及び方法に從つて分配することにより定めるものとする。
- (4) 理事會は、いずれの割當年度においても、特別の困難が存在すると認められる場合に應ずるため、追加輸出割當を割り當てる予備量として、自由市場の純輸入要求量のうち二〇、〇〇〇トンまでを、特別投票により使用しないで置く権限を有するものとする。
- 第十九条
- (1) 理事會は、第十四条(1)に掲げる締約國に對する實際の輸出割當を、第十四条Bの規定に従ひ、いずれかの輸出國政府が第十一条に從つて最初の輸出割當又は實際の輸出割當の一部を使用しないことを通告した日の後十日以内に、これに基きその國の實際の輸出割當を削減して、及びこのように放棄された割當の部分に等しい砂糖の量を他の輸出國の基準輸出トン数に比例して再分配することによりこれらの國の實際の輸出割當を増加して、調整するものとする。理事會の事務局長は、直ちに、その増加について輸出國政府に通告するものとし、これらの政府は、その通告を受領した日の後十日以内に、自國に割り當られた割當の増加を使用することができかどうかについて理事會の事務局長に通報するものとする。その通報によりなお使用されない量があるときは、重ねて再分配するものとし、關係輸出國政府は、自國の實際の輸出割當が増加を受けたときは、理事會の事務局長より直ちに通告されるものとする。
- (ii) 第七条に基いて非締約國から輸入する旨を理事會に通告してある砂糖の見積量の変更を隨時考慮して、調整するものとする。但し、この量は、合計五、〇〇〇トンに達するまでは再分配する必要はない。この(ii)の規定に基き再分配は、本条(1)に定める基準及び方法に從つて行われるものとする。
- (2) 理事會は、第十一条の規定にかかわらず、いずれかの締約輸出國政府と協議の後、当該國がその國の實際の輸出割當の全部又は一部を使用することができないと決定するときは、本条(1)に定める基準及び方法に從つて、他の締約輸出國の輸出割當を比例により増加することができ。但し、理事會によるこの措置は、理事會が前記の決定を行う前の實際の輸出割當を完了する当該國の權利を奪うものではない。
- 第八章 價格の安定
- 第二十條
- (1) この協定の適用上、砂糖の價格は、キユーバ港船側で常衡ポンドにつきアメリカ合衆國の通貨で最低三二・五セントと最高四三・五セントとの間の安定價格の範圍内に維持されるときは消費者及び生産者の兩者に對し公正とみなされ。砂糖の價格は、第四号約定に掲げる砂糖についての「ニュー・ヨーク・コービー」砂糖取引所で定まる現物相場又は本条(2)に基いて定まる他のいずれかの價格でなければならない。
- (2) 本条(1)に掲げる價格を必要とされる期間に利用することができない場合には、理事會は、適當と認める他の基準を用いるものとする。
- (3) 理事會は、本条(1)に掲げる安定價格の範圍の最低及び最高の限度を、特別投票により、修正することができ。
- 第二十一条
- (i) 理事會は、市場の状況により、砂糖の價格が第二十条に基いて定める最低價格を下ることを防止するため實際の輸出割當を削減させることが適當であると決定するときはいつでも、第十四条Bの規定に從つて、及び基準輸出トン数に比例して、必要と認める實際の輸出割當の削減を行うものとする。
- (ii) 理事會は、本条(1)(i)の規定にかかわらず、砂糖の毎日の平均現物相場が第二十条に定める最低價格をいずれかの連続十五日の取引期間において平均して下まわつているときはいつでも、その十五日の期間の終了後十日以内に、基準輸出トン数に比例して、及び第十四条Bの規定に從つて、必要と認める實際の輸出割當の削減を行うものとする。
- (iii) 本条(1)(ii)による削減量について前記の十日の期間内に理事會の意見が一致しないときは、實際の輸出割當は、第十四条Bの規定に從つて、毎回基準輸出トン数の五パーセントを削減されるものとする。
- (iv) 本条(1)(i)、(ii)及び(iii)の規定にかかわらず、いずれかの國の實際の輸出割當が第十九条(1)に基いて削減されるときは、この削減は、前記の(i)、(ii)及び(iii)の条項に基き同じ割當年度において行われる削減の一部をなすものとみなされる。
- (2) 理事會の事務局長は、本条に基いて行われる實際の輸出割當の各削減について締約國政府に通告するものとする。
- (3) 当該輸出國が本条の前諸項に規定するいずれかの削減を削減時ににおいてその削減量の全部又は一部を既に輸出していたためその國の實際の輸出割當に完全に適用することができないときは、当該量は、その國の次の割當年度の最初の輸出割當から差し引かれるものとする。
- 第二十二條
- (1) 理事會は、市場の状況により、砂糖の價格が第二十条に基いて定める最高價格をこえることを防止するため實際の輸出割當を増加させることが適當であると決定するときはいつでも、第十四条Bの規定に從つて、及び基準輸出トン数に比例して、必要と認める實際の輸出割當の増加を行うことができる。
- (2) 理事會は、本条(1)の規定にかかわらず、砂糖の毎日の平均現物相場が第二十条に定める最高價格をいずれかの連続十五日の取引期間において平均して上まわつているときはいつでも、その十五日の期間の終了後十日以内に、基準輸出トン数に比例して、及び第十四条Bの規定に從つて、必要と認める實際の輸出割當の増加を行うものとする。但し、この(ii)の規定に基き實際の輸出割當におけるその後の変更は、この(ii)の規定及び第二十一条の規定に基き實際の割當の調整を行う日に続く連続十五日の取引期間内においてなされるものではない。

(ii) 本条(2)(i)による増加量について前記の十日の期間内に理事会の意見が一致しないときは、実際の輸出割当は、第十四条Bの規定に従つて、毎回基準輸出トンの七・五パーセントを増加されるものとする。

(3) 理事会の事務局長は、本条に基いて行われる実際の輸出割当の各増加について締約国政府に通告するものとする。

第九章 輸出割当削減の一般制限

第二十三条

(1) 第十二条に基いて科せられる税関及び第十九条(1)(i)に基いて行われる削減に因する場合を除く外、第十四条(1)に掲げるいづれかの締約輸出国の実際の輸出割当は、その国の基準輸出トンの数の八十パーセント未満に削減されないものとし、この協定のその他のすべての規定も、このように解釈するものとする。但し、第十四条(1)に基いて五〇、〇〇〇トン未満の基準輸出トンの数を有する締約輸出国の実際の輸出割当は、その基準輸出トンの数の九十五パーセント未満に削減されないものとする。

(2) 第二十一条に基く削減の削減は、割当年度の最後の四十五日間に行われてはならない。

第十章 砂糖混合物

第二十四条

理事会は、砂糖混合物の輸出又は使用が著しく増加した結果、その混合物が砂糖の地位に代ることとなつたため、協定の目的の達成上十分の効果をあげる妨げとなるに至つたことを認めるときはいつでも、これらの産品又はそのいづれかについて、その含有する糖分は、この協定の適用上、砂糖とみなすことを決定することができる。但し、理事会は、いづれかの締約国の輸出割当に充てられるべき砂糖量を計算するに当り、この協定の効力発生前に当該国から通常輸出された前記の産品中砂糖とみなされる量を除外するものとする。

第十一章 通貨の窮乏

第二十五条

(1) この協定の有効期間中、締約輸入国政府は、通貨準備の深刻な減少から生ずる急迫な脅威を事前に防止すること又はその減少を終止させ、若しくは是より正すことが必要であると認めるときは、この協定の特定の義務を変更すること、理事会に要請することができる。

(2) 理事会は、前記の要請により生ずる問題について、国際通貨基金と十分に協議するものとし、外国為替、通貨準備及び国際収支に関する国際通貨基金による統計上の又はその他のすべての結論を受諾するものとし、並びに当該国が通貨準備の深刻な悪化を経験したか又はこれから急迫した脅威を受けているかどうかについての国際通貨基金の決定を受諾するものとする。

当該国が国際通貨基金の加盟国でなく且つ理事会が国際通貨基金と協議を行わないことを要請するときは、当該問題は、国際通貨基金と協議しないで理事会で審査されるものとする。

(3) 理事会は、いずれの場合にも、この問題を当該輸入国政府と討議するものとする。理事会は、当該要請が正当な理由があり、且つ、その消費需要を満たすに十分な量の砂糖をこの協定に合致しては入手することができないと決定するときは、当該輸入国が使用することができ得る財源をもつて一層多い砂糖の供給を確保することができようように、理事会が必要と認める方法により及び時期において、当該国政府の又はいづれかの輸出国政府のこの協定に基く義務を変更することができる。

第十二章 理事会による研究

第二十六条

(1) 理事会は、砂糖の消費の適当な増加を確保する方法について検討し、これを締約国政府に勧告するものとし、また、次の事項について研究を行うことを約束する。

(i) 各国の砂糖の消費に対し課税及び制限措置並びに経済上、気候上及びその他の条件が及ぼす影響。

(ii) 消費、特に一人当たりの砂糖の消費量の少い国における消費の促進の方法。

(iii) 他の食糧品の消費の増加について、類似の関係機関との協同調査の可能性。

(iv) 砂糖、砂糖副産物及び砂糖が採れる植物の用途の調査の促進。

理事会は、更に、広はん情報収集のため、及び第一条に掲げる一般目的の達成に関連があるか又は関係商品問題の解決に関連があると認める提案の統一化のため砂糖

産業に対する特別援助の各種の形式の研究その他の研究を行い、及びこれを行わせる権限を有する。このような研究は、いずれもできる限り多数の国に及び、且つ、研究するに当り、当該国の一般的な社会及び経済上の条件を考慮するものとする。

(3) 本条(1)及び(2)に従つて行う研究は、理事会が定める条件に従い、且つ、締約国政府との協議によつて行ふものとする。

(4) 当該国政府は、本条に掲げる勧告及び申入れを検討した結果について、理事会に通報することに同意する。

第十三章 運用

第二十七条

(1) この協定を運用するため、国際砂糖理事会を設立する。

(2) すべての締約国政府は、理事会の投票権を有する構成員であり、代表一人を理事会に送る権利を有し、及び代表代理を指名することができる。代表又は代表代理は、各締約国政府が必要と認める顧問を理事会の会合に帯同することができる。

(3) 理事会は、投票権を有しない議長一人を選挙するものとし、議長は、報酬を受けないで一年一度間在職するものとする。議長は、締約輸入国及び締約輸出国の代表団のうちから交互に選ばれるものとする。

(4) 理事会は、副議長一人を選挙するものとし、副議長は、報酬を受けないで一年一度間在職するものとする。副議長は、締約輸入国及び締約輸出国の代表団のうちから交互に選ばれるものとする。

理事会は、望ましく且つ有用と認める報告、研究、図表、分析及び公表するものとする。

(4) 締約国政府は、理事会又は執行委員会にこの協定に基くその任務を遂行することができるように必要とするすべての統計及び情報を利用させ、及び提供することを約束する。

締約輸入国の代表団のうちから交互に選ばれるものとする。

(5) 理事会は、千九百三十七年五月六日にロンドンで署名された砂糖の生産及び販売の規制に関する国際協定に基いて設立された国際砂糖理事会と協議の後、同理事会の記録、資産及び負債を引き継ぐ権限を有する。

(6) 理事会は、各締約国の領域において、及びその国の法令に反しない範囲で、この協定に基く任務を遂行するため必要な法律上の行為能力を有するものとする。

第二十八条

(1) 理事会は、この協定の規定に反しない手続規則を採択するものとし、また、この協定に基く任務を遂行することができるように必要な記録及び理事会が望ましいと認めるその他の記録を保管するものとする。このように採択された手続規則がこの協定の規定に反するときは、協定の規定が優先するものとする。

(2) 理事会は、少くとも一年に一回、理事会の活動及びこの協定の運用に関する報告を公表するものとする。

理事会は、望ましく且つ有用と認める報告、研究、図表、分析及び公表するものとする。

(4) 締約国政府は、理事会又は執行委員会にこの協定に基くその任務を遂行することができるように必要とするすべての統計及び情報を利用させ、及び提供することを約束する。

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 國際砂糖協定の批准について承認を求めるの件

- (5) 理事会は、この協定に基く任務の遂行を助けるため適當と認める常設の又は臨時の委員会を置くことができる。
- (6) 理事会は、特別投票により、第三十七條に基いて設立される執行委員会に対し、この協定に基く特別投票による決定を要する事項以外の理事会のいづれかの権限及び任務の實施を委任することができる。理事会は、いつでも投票の過半数によりその委任を取り消すことができる。
- (7) 理事会は、この協定の規定を實施するため必要な他の任務を遂行するものとする。
- 第二十九條
理事会は、執行委員長一人（理事会の先任の常勤有給職員とする）、事務局長一人並びに理事会及び委員会の活動に必要な事務局職員を任命するものとする。これらの職員は、雇用については、職員が砂糖産業又は砂糖貿易に金融上の利害關係を有していないか又は有しないようにすること及び、この協定に基く自己の任務に際し、いかなる政府又は理事会以外のいかなる機關の指示をも求めず、且つ、受けないことを条件とする。
- 第三十條
(1) 理事会は、その所在地を選定するものとする。理事会の会合は、理事会が他の場所を特別の会合を行うことを決定しない限り、その所在地において行うものとする。
- (2) 理事会は、少くとも一年に一回、会合するものとする。理事会は、また、他のいかなるときにお

- いても、議長が招集することができるとする。
- (3) 議長は、次のいづれかにより要請されるときは、理事会の会合を招集しなければならない。
- (i) 五締約国政府
(ii) 締約数の十パーセント以上の合計票数を有する一又は二以上の締約国政府
(iii) 執行委員会
- 第三十一條
理事会の会合の定足数を満たすには、締約数の七十五パーセントの合計票数を有する締約国政府の代表の出席を必要とする。但し、第三十條に従つて招集された理事会の会合のため定められた日の出席が前記の定足数に達しない場合には、その会合は、七日目に開かれるものとし、総票数の五十パーセントの合計票数を有する締約国政府の代表の出席をもつて定足数とする。
- 第三十二條
理事会は、会合を行わないで、議長と締約国政府との間の書簡の交換により決定を行うことができる。但し、いづれかの締約国政府も、この措置に対し異議を申し立てない場合に限る。前記の決定は、できるだけすみやかにすべての締約国政府に通報し、且つ、理事会の次の会合の議事録に記載するものとする。
- 第三十三條
各輸入国の代表が理事会において行使することができる票数は、次のとおりとする。

ドイツ連邦共和国	六〇
ギリシャ	二五
イスラエル	二〇
日本国	一〇〇
ジョルダン	一五
レバノン	二〇
ノールウェー	三〇
ポルトガル	三〇
サウディ・アラビア	一五
スペイン	二〇
スイス	四五
連合王国	二四五
アメリカ合衆国	二四五
合計	一、〇〇〇

- 各輸出国の代表が理事会において行使することができる票数は、次のとおりとする。
- 第三十四條
各輸出国の代表が理事会において行使することができる票数は、次のとおりとする。
- 第三十五條
理事会は、この協定の締約国の数に變更があるとき、又はこの協定の規定に基いていづれかの国に対し投票権の行使を停止し、若しくはこれを回復させるときは、輸入国については、前二年の平均年間輸入量を考慮し、輸出国については、前二年の平均年間生産量を四割及び割り当てられた基準輸出トン数を六割の割合で考慮して、当該票数を輸入国群と輸出国群とに分配するものとする。但し、いかなる場合においても、各国が十五未満の又は二百四十五をこえる票を有してはならないものとし、一未満の数を半票があつてはならないものとする。
- 第三十六條
(1) 理事会の決定は、この協定に別段の規定がある場合を除く外、輸出国の投票の過半数及び輸入国の投票の過半数によるものとする。但し、輸入国の投票の過半数は、理事会に出席し且つ投票する輸入国の数の三分の一以上の国の投票からなるものとする。
- (2) 特別投票が必要な場合には、理事会の決定は、投票の三分の二以上の多数によるものとし、この多数票は、輸出国の投票の過半数及び輸入国の投票の過半数を含まなければならない。但し、輸入国の投票の過半数は、理事会に出席し且つ投票する輸入国の数の三分

- の二以上の国の投票からなるものとする。
- (3) 本条(1)及び(2)の規定にかかわらず、第三十條(1)又は(2)に従つて招集される理事会のいづれかの会期であつて、第二十一條及び第二十二條に關する問題を處理するためのものにおいては、執行委員会が前記の二箇條に基いて執行措置に關する理事会の決定は、出席し且つ投票する締約国全体の投票の過半数によるものとする。
- (4) 締約輸出国政府は、他の輸出国の投票権を行使する代表に対し、また、締約輸入国政府は、他の輸入国の投票権を行使する代表に対し、理事会の一又は二以上の会合において自国の利益を代表して自国の投票権を行使する権限を委任することができる。その権限の委任については、理事会が満足する証拠を理事会に提出しなければならぬ。
- (5) 各締約国政府は、この協定の規定に基く理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束するものとする。
- 第三十七條
(1) 理事会は、執行委員会を設立する。執行委員会は、輸出国の有する票の過半数により割當年次ごとに選舉する五締約輸出国の政府の代表者及び輸入国の有する票の過半数により割當年次ごとに選舉する五締約輸入国の政府の代表者により構成されるものとする。
- (2) 執行委員会は、理事会により委任される理事会の権限及び任務を遂行するものとする。

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 國際紛争協定の批准について承認を求めるの件

四七八

- (3) 理事会の執行委員長は、職務上当然に執行委員会の議長になるが、投票権を有しない。執行委員会は、副議長一人を選挙し、及び理事会の承認を得てその手続規則を定めるものとする。
- (4) 執行委員会の各構成員は、一個の投票権を有する。執行委員会における決定は、輸出国の投票の過半数及び輸入国の投票の過半数によるものとする。
- (5) 締約国政府は、理事会の定める条件に基づき、執行委員会の決定に対し理事会に異議の申立を行う権利を有する。理事会の決定が執行委員会の決定と一致しない場合には、執行委員会の決定は、理事会がその決定を行う日に変更されるものとする。

第十四章 会計

第三十八条

- (1) 理事会への代表団及び執行委員会の構成員に要する費用は、各自の政府が支弁するものとする。この協定の運用に必要なその他の費用（理事会が支払う報酬を含む）は、締約国政府の年次分担金から支弁する。各割当年度の締約国政府の分担金は、当該割当年度予算が採択される時に各締約国が有する票数に比例しなければならない。
- (2) 理事会は、第一回の会期において、最初の割当年度の予算を承認し、及び各締約国政府が納付すべき分担金を定める。
- (3) 理事会は、各割当年度ごとに、次の割当年度の予算を承認し、及びその割当年度に各締約国政府が納付すべき分担金を定める。
- (4) 第四十一条に基づいてこの協定に加入する締約国政府の最初の分担金は、その国が有すべき票数及び当該割当年度の残存期間に基づいて理事会が定める。但し、他の締約国政府に対して定められた当該割当年度分担金額は、変更しないものとする。
- (5) 各割当年度の分担金は、当該年度が始まる時に、及び理事会の所在地がある国の通貨で、請求することが出来るものとなる。当該年度の末日までに分担金を納付しない締約国政府に対しては、分担金が納付されるまで投票権の行使を停止するものとする。但し、理事会の特別投票による場合を除く外、この協定に基づくその他の権利を奪われ、又はこの協定に基づき義務を免除されることはない。
- (6) 理事会の所在地がある国の法令に反しない範囲において、当該国政府は、理事会の資金及び理事会对その被用者に支払う報酬に対する課税を免除しなければならない。
- (7) 理事会は、割当年度ごとに、前割当年度の会計検査収支計算書を公表するものとする。
- (8) 理事会は、この協定の終了に際し、解散するに先立ち、その負債の返済並びにその記録及び資産の処分に必要な措置を執るものとする。

第十五章 他の機関との協力

第三十九条

- (1) 理事会は、この協定に基づく任務の遂行に当り、適当な機関及び協会の協議及び協力のための取極をするべきことができ、また、これらの団体の代表者が理事会の雲合に出席することができるよう適当と認める措置を執ることができ、
- (2) この協定の規定が政府間の商品協定に關し國際連合が自ら又はその適当な機関及び専門機關を通じて定める原則と著しくい、概すると理事会が認めるときは、そのい、概は、この協定の運用を妨げる事由とみなされ、第四十三条に定める手続が適用される。

第十六章 紛争及び苦情

第四十条

- (1) この協定の解釈又は適用に關する紛争が交渉によつて解決されないものは、紛争当事国は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、決定のため理事会に付託するものとする。
- (2) 本条(1)に基いて紛争が理事会に付託された場合には、過半数の締約国政府又は投票数の三分の一以上の合計票数を有する締約国政府は、理事会が十分な討議を行つた後、その決定を行う前にその紛争問題について本条(3)に掲げる諮問協議会の意見を求めるよう、理事会に要求することができ、
- (3) (i) 理事会が全会一致で別段の合意をしない限り、諮問協議会は、次の者で構成される。
- (a) 輸出国が指名する者二人
- (b) 輸入国が指名する者二人
- (c) 輸入国の者は、(a)と同様の資格を有する者とする。
- (d) (a)及び(b)に基いて指名される四人が一致して推挙し、又は、四人の意見が一致しないときは、理事会の議長が選任する会長
- (ii) この協定の締約国の国民が、諮問協議会の構成員となる資格を有する。
- (iii) 諮問協議会の構成員に任命された者は、個人的資格において、且つ、いかなる政府からの指示も受けないで行動するものとする。
- (iv) 諮問協議会の費用は、理事会が支弁するものとする。
- (4) 諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、四連があるすべての情報を考慮した後、当該紛争について決定をするものとする。
- (5) いずれかの締約国政府がこの協定に基づく義務を履行しなかつたという旨の苦情は、苦情を申し立てる締約国政府の要請により理事会に付託され、理事会は、その問題について決定をするものとする。
- (6) いずれかの締約国政府も、輸出国が有する票の過半数及び輸入国が有する票の過半数によるものでなければ、この協定に違反したと認定されることはない。締約国政府がこの協定に違反している旨の認定には、この違反の性質を明示するものとする。

- (7) 理事会は、締約国政府がこの協定に違反したと認定したときは、輸入国が有する票の過半数及び輸入国が有する票の過半数により、当該国がその義務を履行するまで投票権の行使を停止するか又は当該国をこの協定から除名することができ、

第十七章 署名、受諾、効力

第四十一条

- (1) この協定は、この協定を協議した會議に代表を派遣した政府による署名のため千九百五十二年九月十五日から同年十月三十一日までの期間開放して置くものとする。
- (2) この協定は、各署名国政府により、その憲法上の手続に従つて批准され、又は受諾されるものとす、批准書又は受諾書は、グレイト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託するものとする。
- (3) この協定は、本条(1)に掲げる政府の加入のため開放して置くものとし、加入は、加入書をグレイト・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託することによつて効力を生ずるものとする。
- (4) 理事会は、本条(1)に掲げられていない政府のこの協定への加入を承認することができる。但し、加入を希望する政府は、最初に、加入の条件について理事会の同意を得なければならない。
- (5) この協定への政府の参加が効力を生ずる日は、批准書、受諾書又は加入書がグレイト・ブリテン及

(6) (i) この協定は、第二十一

年十二月十五日に批准、受諾

百五十三年十二月十五日に効力

百五十三年十二月十五日前にこ

適合主国政府に対して、自国の

の通告を行つた場合には、その

たときは、当該国政府は、オプ

ザ・ヴァーとしても認められなくなるものとする。いかなる場

し、若しくは受諾し、又はこれ

（に述べた四箇月の期間の末

批准し、若しくは受諾し、又は

二月十五日前にこの協定を批准

昔した政府が希望するときは、

ルランド連合王国政府は、すべ

作を通報するものとする。

第十卷 有義其間 改正
停止、脱退及び終
了

五十四年二月一日

く、この協定の第三年度内に、協

る。

(4) 締結国政府は、本条(3)に掲げる

る。その脱退は、第三割当年度末

の政府も、同様に羞んで脚退した政府の数が多いため又は絶望

以内に、理事会の議長に対し、

理事会の特別の会合を招集する
より要請することが出来る。こ
の協定の締約国政府は、前記の

と云ふなど、なほ林言するもの
なり。

表を出席させた政府は、会合が

の脱退の通告は、前記の改訂に

別の会合に代表を出席させない

又は妨げる虞のある事由が生

に基づいて勧告される改正を受諾

にすべての締約国政府が改正を

暗するときは、その改正は、グ
ート・ブリテン及び北部アイル
ランド連合王国政府が、最後の多額

を以てするものとす。

国政府によつて受諾されないとき

出國政府及び輸入国の票の七十五

(i) 改正は、本条(2)に従つて受諾を

i) 理事会は、直ちに、次の三つを

定しなければならず、且つ、その

は、改正が(1)に基いて効力を生

する日の前に、自国がその改正を受諾することができるかどうかどう

昭和二十九年四月八日 衆議院會議第三十四号 國際砂點協定の批准について承認を求めるの件

し、なお改正を受諾しない旨を通報した締約国政府に対しては、自動的にこの協定の適用を停止するものとする。但し、このような締約国政府がやむを得ない憲法上の困難により、(1)に基いて改正が効力を生ずる日の前に改正を受諾することができなかつたことを理事会が認める場合には、理事会は、その困難が解決され、且つ、締約国政府が受諾の決定を理事会に通告するまで、停止を延期することができ。

(6) 理事会は、本条(5)に基いてこの協定の適用を停止された締約国政府の地位の回復に関する規則及び本条の規定の実施に必要なその他の規則を定めるものとする。

第四十四条

(1) いずれかの締約国政府は、いずれかの署名国政府がこの協定を批准しないか若しくは受諾しないため、又は署名、批准若しくは受諾に附した条件若しくは留保のため、自国の利益が著しく害されることを認めるときは、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府に通告するものとする。グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府は、その通告を受領したときは、直ちに理事会に通報するものとし、理事会は、第一回の会合又はその通告を受領した日の後一箇月以内に行われるその後の会合のいずれかにおいて、この問題を検討するものとする。締約国政府は、理事会がこの問題を検討した後、なお自国の利益が

著しく害されると認めるときは、理事会がこの問題の検討を終えた日の後三十日以内に、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府に脱退の通告を行つて、この協定から脱退することができ。

(2) いずれかの締約国政府は、この協定の規定にかかわらず、この協定を實施した結果、供給が著しく不足し、又は自由市場における価格がこの協定に規定する範囲内に安定しないこと及び理事会がこのような状態を救うための措置を執らなかつたことの証拠をあげるときは、この協定からの脱退の通告を行ふことができる。

(3) いずれかの締約国政府は、この協定の有効期間中に、非締約国の措置により、又は締約国のこの協定に反する措置により、自由市場における供給と需要との関係において、自国の利益が著しく害されたと認める変更が生ずるときは、理事会に対し申立を行ふことができ。理事会がこの申立を十分に模範があるものと宣言する場合には、当該国政府は、この協定からの脱退の通告を行ふことができる。

(4) いずれかの締約国政府は、第四十一条(4)に従つてこの協定に加入しようとする非締約輸出に割当てられる基準輸出トン数により自国の利益が著しく害されると認めるときは、理事会に対し申立を行ふことができ、理事会は、この申立について決定するものとする。当該国政府は、理事会の決定にかかわらず、自国の利益が引き

続き著しく害されると認めるときは、この協定からの脱退の通告を行ふことができる。

(5) 理事会は、本条(2)、(3)及び(4)に従つて提出された問題について三十日以内に決定するものとする。理事会がその期間内に決定をしないときは、その問題を理事会に提出した政府は、この協定からの脱退の通告を行ふことができる。

(6) いずれかの締約国政府は、戦争に巻き込まれるときは、この協定に基く自国の義務の一部又は全部の停止を理事会に要請することができ。その要請が拒否されるときは、当該国政府は、この協定からの脱退の通告を行ふことができる。

(7) いずれかの締約国政府は、他のいずれかの締約国政府が第十六条の規定に基く義務を免除されるため同条(2)を採用するときは、その後の三箇月以内いつても、理事会に理由を説明した後、脱退の通告を行ふことができる。

(8) 締約国政府は、前諸項に予見されていゝ事情の外、やむを得ない事由のためこの協定に基く義務を履行することができないことを証明する場合には、この協定からの脱退の通告を行ふことができる。但し、このような脱退が正当である旨を理事会が決定する場合に限る。

(9) いずれかの締約国政府は、他のいずれかの締約国政府が、その本土地域又は国際関係について責任を負う非本土地域の全部若しくは

一部に附し本条の規定による通告を行つてこの協定から脱退すること及びこの協定の実施を妨げるほど重大であると認めるときは、その後の三箇月以内いつても、この協定からの脱退の通告を行ふことができる。

(10) 本条に基く脱退の通告は、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府に対して行ふものとし、且つ、同政府がその通告を受領した日から三十日目に効力を生ずるものとする。

第四十五条

グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府は、第四十二条、第四十三条、第四十四条及び第四十六条に基いて受領した通告及び脱退の通告をすみやかにすべての署名国政府及び加入国政府に通報するものとする。

第十九章 適用地域

第四十六条

(1) いずれかの政府は、この協定の署名、批准若しくは受諾若しくはこれへの加入の時に、又はその後いつても、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府に對する通告により、この協定が國際關係について自己が責任を負う非本土地域の全部又は一部に及ぶ旨を宣言することができる。この協定は、その通告が受領された日から、その通告に掲げるすべての地域に及ぶものとする。

ト・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府に對し脱退の通告を行ふことにより、國際關係について自己が責任を負う非本土地域の全部又は一部に關し各別に、この協定から脱退することができ。

一以上の証として、各自の政府から正当に委任を受けた下名は、その署名に對して掲げる日にこの協定に署名した。

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの協定の本文は、ひとしく正文であり、その原本は、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府に寄託して置く。同政府は、その認証諸本を各署名国政府及び各加入国政府に送附するものとする。

千九百五十三年十月一日にロンドンで作成した。

オーストラリアのために
トーマス・ホワイト

千九百五十三年十月二十日

オーストリアのために

ベルギー王國のために
マルキ・デュー・パルク・ロク

マリヤ

千九百五十三年十月二十二日

ボリヴィアのために

ブラジルのために

S・デ・ソウザ・レオオン・グ
ラシエ
千九百五十三年十月三十日
カナダのために

セイロンのために

チリのために

中国のために

段茂淵

千九百五十三年十月三十一日
千九百五十三年六月十三日
日から同年八月二十四日まで
でロンドンで開催された國
際連合砂糖會議に代表を出
席させた中華民國政府は、
中国における唯一の正当な
政府である。中国代表は、
この協定に署名するに際し、
千九百五十三年八月二十
四日にロンドンで署名され
た國際連合砂糖會議の最
終議定書又はこの協定に関
していづれかの政府が行う
宣言又は留保で中華民國政
府の正当な地位に反するか
又はこれを害するものは不
法であると認め、よつてそ
れらを無効とする旨を中華
民國政府の名において宣言
する。

更に、中国代表が、會議
において、千九百五十三年
のキューバの連合王國への
販売量の残量が千九百五十

四年のキューバの割当に算
入されない旨のキューバの
留保が支持されたときに、
千九百五十三年について中
華民國が日本と契約した出
荷の残量も同様に取り扱わ
れるべきであることを宣言
したことが想起される。現
在五〇、〇〇〇メートル・
トンと見積られる残量は、
中華民國の千九百五十四年
の割当に算入されるべきで
ない。中国代表は、この留
保を附してこの協定に署名
した。

コロンビアのために

コスタ・リカのために

キューバのために

ロベルト・G・デ・メンドーサ
千九百五十三年十月二十六日
キューバ共和国政府は、
千九百五十三年八月二十一
日に運営委員会が國際連合
國際砂糖會議に与えた勧告
に基づく了解 Conference
Room Paper No. 17 及び
ECONOMIC SRIT に記
載されているものに従い、
千九百五十三年の取引に
おいてキューバが連合
王國に充て渡した砂糖の一、
〇〇〇、〇〇〇トンに及
ぶ砂糖の残量の千九百五十
四年一月一日以後における
出荷は、この協定の規定に基
きキューバについて定めら

れる千九百五十四年の輸出
割当に算入されないと了解
されることを条件としてこ
の協定に署名した。
ロベルト・G・デ・メンドーサ
千九百五十三年十月二十六日
チエツコスロヴァキアのために
J・ウルリッヒ
千九百五十三年十月三十一日
次の留保を附して署名し
た。
チエツコスロヴァキアの
経済が全面的計画経済であ
る事実にかんがみ、砂糖の輸
出の補助に関する第三條並
びに砂糖の生産及び在庫量
の制限に関する第十條及び
第十三條は、チエツコスロ
ヴァキアには適用しない。
チエツコスロヴァキア
は、理事会又は執行委員会
のこの協定に基く任務の遂
行を可能にするためこの協
定の第二十八條(4)に基いて
要求される統計及び情報に
ついては、チエツコスロヴァ
キアが必要と認めるものを
理事会に提供するものとす
解される。

第十四條において中国
(台灣) に関し、及び第三十
四條において中国に関し、
述べているこの協定の署名
は、国民党政府による台灣
の支配を承認することを意
味するものではなく、ま
た、いわゆる「中國國民黨
政府」を中国の法律上の且
つ権限のある政府として承
認することを意味するもの
でもない。

デンマークのために
アントン・ヴェストビルク
千九百五十三年十月三十日
この協定に署名するに當
り、私は、デンマーク政府
が、中國國民黨政府を中國
の権限のある政府として承
認しないので、國民黨中國
の代表者によるこの協定の
署名を中国のための有効な
署名と認めないことを宣言
する。
アントン・ヴェストビルク
ドミニカ共和国のために
ルイス・ログロニョ・コエ
ン
千九百五十三年十月二十六日
フィンランドのために
フランス及びフランスが國際的に
代表する國のために
R・マシイリ
千九百五十三年十月二十六日
ドイツ連邦共和国のために
ドクトル カール・ミユラー
千九百五十三年十月三十日
ギリシャのために
J・フランツエス
千九百五十三年十月三十一日
ハイチのために
ロヴ・O・レジエ
千九百五十三年十月二十九日
ハンガリー人民共和国のために
インドのために

インドネシア共和国のために

イスラエルのために

イタリアのために

日本國のために
松本俊一

千九百五十三年十月二十八日
ヨルダン・ハシエミット王國の
ために

レバノンのために

ヴィクトル・コオウリ
千九百五十三年十月三十一日
メキシコのために

フランシスコ・A・デ・イカサ
千九百五十三年十月三十日
オランダ王國のために

この協定が王國の構成部分の間
における砂糖の移動には適用し
ない旨の留保を附して

ステイツケル
千九百五十三年十月三十日
ニュージーランドのために

ニカラグアのために

ノールウェー王國のために

パキスタンのために

ペルーのために

ライリエン共和国のために

エンリケ・M・ガルシア
千九百五十三年十月三十日

昭和二十九年四月八日 衆議院會議第三十四号 國際砂糖協定の批准について承認を求めるの件

ポーランド人民共和国のために
E・ミルニケール

千九百五十三年十月三十一日

第十四条及び第三十四

条において中国に關して

述べているこの協定の署

名は、いかなる場合に

も、台灣に對する國民黨

政權の支配權を承認する

ことを意味するものでは

なく、また、いわゆる中

國國民黨政府を中國の

法律上の且つ權限のある

政府として承認すること

を意味するものでもない

い。

2. ポーランド人民共和国

が計劃經濟の國である事

實を考慮して、生産、在庫

量及び輸出の補助に關す

るこの協定の規定、特に

第十條、第十三條及び第

三條は、ポーランド人民

共和國には適用しない。

E・ミルニケール

ポルトガルのために

アルバノ・ノゲイラ

千九百五十三年十月三十日

ポルトガル政府のために

國際砂糖協定に署名するに

際し、私は、モザンビーク領

域(ポルトガル領東アフリ

カ)は、南ローデシア、北

ローデシア及びニアサラン

ドへの砂糖の輸出を繼續す

るものであり、また、ポルト

ガルは、輸出として認めら

れるべきであり、よつ

て、ポルトガルが純輸出國

の地位を得るときは、標準輸

出の数量が割り當られる

べきであるという了解の下

に署名するといふ趣旨の國

際砂糖會議の議事録に記録

されている情状を行いた

い。

アルバノ・ノゲイラ。

サウデイ・アラビアのために

スペインのために

スウェーデンのために

スイスのために

シリアのために

タイ王国のために

トルコのために

南アフリカ連邦のために

A・L・ゲーヤー

千九百五十三年十月三十日

ソヴィエト社会主義共和國連邦の

ために

N・アンドリエンコ

千九百五十三年十月二十九日

ソヴィエト社会主義共和國

國連邦の社会經濟機構及び

計劃的國民經濟にかんが

み、生産及び在庫量の制限

に關する第十條及び第十三

條並びに砂糖の輸出の補助

に關する第三條は、ソヴィエ

ト社会主義共和國連邦には

適用しないと了解される。

第十四条において中国

(台灣)に關し、及び第三十

四條において中國に關して

述べているこの協定のソ

ヴィエト社会主義共和國連

邦のための署名は、台灣に對

する國民黨政權の支配權を

承認することを意味するも

のではなく、また、いわゆ

る「中國國民黨政府」を中

國の法律上の且つ權限のある

政府として承認すること

を意味するものでもない。

N・アンドリエンコ

千九百五十三年十月二十九日

グレート・ブリテン及び北部ア

일랜드連合王国のために

H・D・ハンコック

千九百五十三年十月十六日

この協定に署名するに當

り、私は、連合王國政府

が、中國國民黨政府を中國

の權限のある政府として承

認しないので、國民黨中國

の代表者によるこの協定の

署名を中國のための有効な

署名と認めないことを宣言

する。

連合王國政府は、第三十

八條(四)が、理事會が所在す

る國の政府に對し、理事會

の資金及び理事會がその被

用者で理事會が所在する國

の國民でないものに支払ふ

報酬に對する課税を免除す

ることを要求しているもの

と解釋する。

H・D・ハンコック

ウィンスロップ・W・オールド

リック

千九百五十三年十月二十二日

ユーゴスラヴィヤ連邦人民共和

國のために

P・トミツナ

千九百五十三年十月三十日

國際砂糖協定の批准について承認を

求めるの件に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

(上場司登壇)

○上場司登壇 たいざい議題となりまし

た國際砂糖協定の批准について承認を

求めるの件につきまして、外務委員會

における審議の経過並びに結果を御報

告申し上げます。

本件は、三月二十日內閣から國會に

提出され、ただちに本委員會に付託せ

られましたので、四月三日、五日及び

七日の三回にわたり委員會を開き、審

議を重ねました。

この協定は、砂糖の輸出入國の立場

を相互に調整し、世界自由市場の砂糖

價格を安定せしむることを目的とし、

砂糖の最高價格と最低價格を設定して

いるほか、その需給計画に關する規定

を設けております。

政府は、協定起草の任に當りました

理事會に、サブザウアーを派遣して右

起草の審議に参加し、昨年のロンドン國

際砂糖會議には代表を派遣し協定の作

成に參照し、十月二十八日の協定に

署名を了しました。

わが國がこの協定の當事國となつた

場合の利益を要約いたしますれば、第

一、わが國は輸入國のうち英國及び

英國に次ぎ多くの数量の砂糖を手に入れ

ているので、砂糖の輸入國としての立場

を十分に保護することになります。

第二に、この協定には、輸入國として

英、米、澳、ポルトガル、輸出國とし

てはオーストラリア、中国、ドミニ

カ、オランダ等二十四箇國が署名を了

しておりますので、わが國は、この協

定の當事國となることにより、世界の

砂糖自由市場の需給計劃決定に積極的

に参加し、これをわが國に有利に導く

機會を得ることができまこと、第三

に、砂糖が世界的に供給不足となつた

場合、わが國が契約輸出國から砂糖を

優先的に輸入し得ること等でありま

す。

この協定につきまして政府當局の説明

を聴取いたしました後、質疑応答が

行われ、討論はこれを省略して採決の

結果、本件は四月七日全會一致をもつ

てこれを承認すべきものと議決いたし

ました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 採決いたしました

す。本件は委員長報告の通り承認する

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認

めます。よつて本件は委員長報告の通

り承認するに決しました。(拍手)

第一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 入場譲与税法案(内閣提出)

○議長(堀江次郎君) 日程第二、地方税法の一部を改正する法律案、日程第二、入場譲与税法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長中井一夫君。

地方税法の一部を改正する法律案
〔本号の附録に掲載〕
地方税法の一部を改正する法律案に
対する修正案
〔本号の附録に掲載〕
地方税法の一部を改正する法律案
〔内閣提出〕に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
入場譲与税法案
〔本号の附録に掲載〕
入場譲与税法案(内閣提出)に関する
報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔中井一夫君登壇〕
○中井一夫君 ただいま上程されました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。
この法律の全文は八百五十九条の五、大なるものであります。そのうち改正

にあたりますものが四百条の多数に上つております。これによりまして新しく税の創設されるものが五つ、廃止されるものが五つというきわめて歴大な法案であり、きわめて複雑なるものであります。私はこの際できるだけこれを簡明に御報告いたしたいと存じます。

御承知のごとく、現行地方税法は、シャウプ勧告に基いて行われ、国、地方を通ずるわが国税財政の調期的な改革の重要な一環として昭和二十五年に制定せられたものであり、その目的とするところは、地方税収入を拡充して地方財政の自主性を強化するとともに、課税標準、課税率等に関する地方団体の自律性を高めるなど、要するに地方財政の充実を通じて地方自治制度の確立をはかることにあつたのであります。もちろん本法制定の當時にありましては相当の批判があり不安も持たれたのであり、現にその一部はすでだ実施に移されないような事情にあるのであります。一応理論的にはすぐれた税体系として高く評価せられ、各地方自治の発展に大きく寄与するものとして多大の期待がかけられたのであります。しかるに、本法実施後の実情を見ますと、われわれの期待に反して、地方財政がいよいよ混迷窮迫の度を加え、自治行政がますます困難な事態に追い込まれて参りましたことは周知の事実であります。しかして、その

原因はもとよりひとり税制のみに帰せらるべきものではなく、その後の社会的、経済的情勢の推移、地方団体の行政機能の変遷、国の諸施策の動向等が大きく影響し作用していることも否定し得ないのであります。いずれにせよ、現行地方税法がわが国の現状に即応しない面を有することは明らかであり、今やその根本的改正は必至の段階に來ているのであります。政府もかねて抜本的改正の必要を認め、種々検討を加えて参りましたことはしばしば言明されたところでありますが、政府は、さらに、地方制度調査会を設置して本年度より実施すべき行財政制度全般にわたる具体的な改革方法について客中を求め、さらに税制調査会よりも国税改正との関連における地方税改正案の客中を得て、今閣、これら客中の趣旨にかんがみ本改正法案を立案、国会に提出するに至つたものであります。

現行地方税法において問題点ないし欠陥として従来指摘されて参りました点は、これを要約してみますならば、次の諸点があげられるのであります。まず何よりも問題点となります第一点は、地方税の分量が少な過ぎる、その地方歳入中に占める割合がきわめて低く、従つて財政の自立性が乏しいといふことであり、その二は、この乏しい税源がさらに地域的に偏在しているといふことであり、しかもその偏在は現行法を存置する限りますます増大の傾向をたどるはかないといふことであります。その三は、地方税の税種相互間及び同一税種内部の負担の不均衡の問題であります。その四は、特に道府県において、その行政活動の実際から見て負担分担の配慮が欠けているといふことであり、換言すれば、その税源を主として都市に依存する道府県が農山村の行政に主力を置くといふ不合理であります。その五は、税務行政の簡素化の問題であります。シャウプ税制の特徴の一つは、租税の賦課徴収について、国、道府県及び市町村の三者間の責任の帰属を明らかにするため、各々独立してこれを行ふ建前をつたことでありましたが、経費の増加、手数の重複、煩雜等の欠陥が従来から指摘されて来たところであり、以上諸問題のほか、地方税の伸張力が地方財政需要の逐年の増加に即応しないといふこと、国民の租税負担はすでに限度に達しており、ことに市町村民税や個人事業税における大衆負担の過重であること、固定資産税による資本蓄積の阻害が叫ばれておりますこととは、皆さん御承知の通りであります。地方制度調査会及び税制調査会の両調査会ともに、おおむねこれらの諸問題の解決を中心題目として客中をとりましたのであります。政府案も同様趣旨に立脚していることはもちろんであります。

これより、政府改正案の具体的内容について、その大要をきわめて簡単に申し上げます。
改正の第一点は、負担分担の精神を導入するために、市町村民税の一部を道府県に委譲して、道府県民税を創設することとしたのであります。
改正の第二点は、事業税に關してであります。すなわち、附加価値税は制定以来今日まで実施を見るに至らなかつたものであります。今日の経済情勢から見ればこれを廃止して、そのかわりとして、現行の事業税に特別所得税を統合して、これに数点の修正を加えて参りたいというのがその一つであります。たとえば、個人事業税について基礎控除の額を引上げるとともに、税率をおおむね現行の三分の二程度に引下げ、法人事業税についても所得五十万円以下の部分には軽減税率を適用するなど、負担軽減の措置を講じたことなどであり、また、次に改正の第三点としましては、不動産取得税の創設であります。本税は、土地または家屋の取得に対して、その所在する道府県において課するものであります。創設の趣旨は、比較的払いやすい時期において固定資産税の前倒りをするといふこと、反面これによつて固定資産税の税率引下げを可能にすることなどであり、また本税創設の結果、不急不要の建築等の抑制が期待されておるのであります。

昭和二十九年四月八日 衆議院會議第三十四号 地方税法の一部を改正する法律案外一件

本税の課税標準はその不動産の価格であり、標準税率は百分の三であります。ただし、住宅建設の現状にかんがみて、住宅建設を阻害することのないよう、新築住宅及びその用地については一定の減額措置が設けられております。

改正の第四点は、自動車税に關してであります。それは車種相互間の負担の合理化及び補充税の増徴とともにらみ合せて、その使用する燃料の相違による負担の均衡化を主たる目的として税率の変更を行つたことであります。なお、徴税確保のために、税金の滞納者に対しては車体検査証の更新を許さないという規定も設けられております。

改正の第五点は、狩猟者税の税率を負担公平の見地から現行法通り一律のものにしたいということでありま

す。改正の第六点は、タバコ消費税の創設であります。本税は、一方には地方団体に新たに独立財源を付与する必要があり、他方地域の偏在度の低い財源を付与すべしとする要請があり、この兩者の要望を満たすものとして、國調査会の答申が取上げられたものであります。日本専売公社が小売人に宛り渡すタバコに対し、小売定価を課税標準として、小売人の営業所在の道府県及び市町村においてそれ／＼一定税率

の税金を専売公社に課することを目的とするものであります。

改正の第七点は、市町村民税につき道府県民税創設に伴う所要の改正を加えたことでありまして、市町村民税を道府県民税に移譲する部分だけ減額する趣旨のもとに税率引下げを行つたこととであります。

改正の第八点は、固定資産税に關するものであります。その一は、不動産取得税の創設とも関連せしめて税率の引下げを行い、負担の緩和をはかること、その二は、経済再建の上に重要と思われる機械設備、発電施設、鉄軌道、船舶など特定の固定資産について一定期間負担の緩和をはかるための特別な措置を講じたこと、その三は、償却資産に対する免税点を引上げること等でありま

す。その四は、発電施設等の大規模償却資産に対する固定資産税については、その地元市町村の人口や財政事情による一定制限額以上の部分については課税権を道府県に移譲することとして、税源偏在の是正をはかつたこととあります。その他、徴税事務簡素化の意味において自転車税と荷車税とを統合して自転車荷車税に一本化したこと、電気ガス税の非課税範囲の均衡をはかるため電鉄、金銅採掘の用に供する電氣など若干の品目を追加するようにしたことなどでありま

す。

最後に、入場税につきましては、御承知のごとく、これを国税に移管して、その九割相当額を譲与税として地方に配分する制度を設ける關係上、地方税としてはこれを廃止しているものであります。

以上が改正の趣旨並びに内容の概要であります。

本法案は、去る二月二十三日本委員会に付託せられ、三月五日塚田國務大臣より提案理由の説明を聴取、三月八日より審議開始、十三日大蔵委員会、十五日建設委員会とそれ／＼連合審査会を開き、十八日公聴会開催、さらに、本案の重要性にかんがみ、小委員会を設置し慎重に審議を重ねたのであります。この間、建設委員会、農林委員会及び水産委員会よりそれぞれ修正意見の申入れがあり、この趣旨説を聴取したのであります。かくて、委員会を開くこと十一回、昨四月七日小委員長渡辺弘吉君より報告を聴取した後、質疑を終了したのであります。その際改進黨の床次鶴二委員長外三君より本案に対する修正案が提出せられました。本委員会における審議の内容はあまりに多岐多端にわたりますから、すべて會議録によつて、ごらんくださるようお願いいたします。

これより修正案につき御報告をいたします。すなわち、修正案の内容はかなり広汎にわたるものであります。修正案はすでに各位のお手元に配付せ

られておるのでありますから、その大要のみを申し上げて御了承を願いたいと存じます。

まず第一点は、事業税に關して、個人事業税の基礎控除額の引上げ、非課税範囲の追加、輸出所得の損金算入のとりやめを行う等のこととあります。修正の第二点は、不動産取得税に關してであります。非課税範囲の追加、公營住宅の払下げを受ける場合の税金の軽減措置等とあります。修正の第三点は、遊興飲食税に關して、大衆飲食店などに対する免税点の引上げ、大衆旅館に対する免税点の新設を行うなどのこととあります。修正の第四点は、自動車税に對する原案の税率を若干引下げるとともに、トラックについては營業用、自家用の區別を設けて税率に差等をつける等の改正を行わんとするものであります。修正の第五点は、狩猟者税の税率を現行通り一本建とすることに改めたいとのこととあります。修正の第六点は、道府県民税及び市町村民税に關して、寡婦、老人などの非課税の範囲を、現行の所得十萬圓以下とあるのを十二萬圓以下に改めたこととあります。修正の第七点は、固定資産税に關するものであります。その主たる点は、原案における地方鉄軌道、企業合理化用資産、重要物産製造用資産及び航空運送事業用航空機に対する負担緩和の特例措置適及適用をと

られておるのでありますから、その大要のみを申し上げて御了承を願いたいと存じます。

次に、入場税の国税移管をとりやめ、これを地方税として存置することに関する修正であります。

すなわち、まず第一点は、現行法の入場税の規定を税率等に若干の改正を加えて存置せんとすることとあります。税率につきましては、おおむね今回の政府原案通りに引下げるとともに、現行の入場税の規定中にある第三種、すなわちパチンコ、ゴルフ場等の施設の利用に關する部分が、政府原案ではまったく規定を欠いておりましたから、これを補足し、パチンコ場等に対する外形標準課税の規定を明定するとともに、徴税を強化する方法として免許税のなにもに修正せんとするものであります。

第二点としましては、以上の措置に伴い、当然入場譲与税法案も廃棄されますので、これにかわる財源偏在是正の方策を必要とする結果、道府県タバコ消費税に特例を設けまして、基準財政収入額が基準財政需要額を越える都道府県に對しては、この越える部分にかかる本税の課税権を制限し、これを他の道府県に人口に按分して納付するように改めたいとしたこととあります。

以上が修正案の概要であります。右修正案について質疑の終了をまつて、これを原案と一括して討論に付し

またところ、委員加藤精三君は自由党を代表して、修正案のうち入場税に関する部分には反対、その他の修正部分及びこの部分を除く原案には賛成、委員鈴木幹雄君は改進黨を代表して、修正案並びに修正部分を除く原案に賛成、委員北山愛郎君は日本社会党左派を代表して、修正案のうち入場税に関する部分には賛成、その他の修正部分及びこれを除く原案には反対、委員中井龍太郎君は日本社会党右派を代表して、同じく入場税に関する修正部分には賛成、他の修正部分及びこれを除く原案には反対、以上のごとくそれ／＼討論が行われたのであります。

ついで採決に入り、まず入場税に関する部分を除いた修正案につき採決を行いましたところ、賛成多数をもつて可決、次に入場税に関する部分のみについての修正案もまた賛成多数をもつて可決、よつて修正案は可決せられ、最後に、以上修正部分を除く原案も賛成多数をもつて可決せられた次第であります。よつて本案は修正可決すべきものと決定せられたのであります。

以上御報告を終わります。(拍手)

引続き、ただいま議題となりました入場譲手税法案に関する地方行政委員会の審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本法案は、地方税法の一部を改正する法律案とともに、今次地方税制改正の一環として、直接には別途政府の提

案にかゝる入場譲手税法に関連するものであり、その目的とするところは地方団体相互間における税源配分の合理化を期することにあるのであります。すなわち、さきに義務教育費国庫負担法が制定され、これが、従前地方財政平衡交付金の交付を受けていた地方団体はもとより、交付を受けていなかった地方団体にも一律に適用せられることとなり、また、東京都や大阪府のごとき財政のゆたかないいわゆる富裕団体、すなわち平衡交付金の不交付団体におきましては新たに義務教育費国庫負担金の交付を受けることとなつて、それだけ国庫からの支出金も当該地方団体の財源も増額されることとなり、従つて財源の偏在を強める結果となりますので、この傾向を是正しつつ、一方全地方団体の独立財源の強化をはかるため、地方財政平衡交付金の不交付団体に比較的收入の多い入場税を形式上国税に移し、人口按分により各都道府県に還元する方法をとるのであります。これとともに、反面普遍的に収入の得られるタバコ消費税を国から移譲を受けるなどにより、全地方団体に対して新たに独立財源を付与し、もつて財源の偏在を是正しようとするものであります。

この入場税について譲手税制度を創設せんとする本案のねらいなのであります。その方法としては、入場税の収入額の十分の一相当額は国の収入となし、残り十分の九に相当する額を入場譲手税となし、これを毎年度四回にわたって都道府県に対してその人口に按分して譲与せんとするものであります。

本案は三月一日日本委員会に付託、三月五日塚田國務大臣より提案理由の説明あり、本委員会といたしましては、本案が地方税の体系に变革を加へ、地方財政に影響を与へる意義の重大なるにかんがみ、別途政府提案にかゝる地方税法の一部を改正する法律案の審議との関連において検討を加へ、また本案と直接の関係をもつ入場税法案について大蔵委員会と連合審査を行ふなど、慎重審議をいたしました。

かくて、昨四月七日本案に対する質疑終了、その際加藤精三君外十一名より本案に対する修正案が提案されました。この修正案の内容は、別途大蔵委員会において審議中であります。この入場税法案に対する修正案の内容と関連するものであります。すなわち、政府提案にかゝる入場税法案における入場税の税率を軽減することによつて生ずることが予想せられる税の減収に伴う地方譲手税額の減少は、地方財政に不測の打撃を与えるものであるから、そのおそれをなくするために、昭和二十九年入場税収入が、政府の予算に計上した見込額百九十二億円を下まわり、その結果入場譲手金として政府が予定する額に不足を生じた場合に対処せんとするものであります。

て、その方法としては、昭和二十九年入場税の収入額の規定により収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額が百七十二億八千万円に満たない場合においては、同年度分の入場譲手税は本法案第一条の規定にかかわらず百七十二億八千万円となし、その差額は国の一般会計の負担とすることを主たる内容とするものであります。

修正案に対し質疑を行いました後、政府の原案並びに修正案を一括討論に付しましたところ、委員鈴木幹雄君は改進黨を、委員西村力雄君は日本社会党を、委員門司亮君は日本社会党をそれぞれ代表して、こゝろ、原案は入場税の本質にそむき地方の自主性を害するをもつてとべからず、また修正案は、原案が入場譲手税をもつて地方の独立財源としてこれを確保せんとする精神をさへ乱すものであつて、地方財政の不安を除く保障なきゆゑ、これまた反対なりとして、原案及び修正案の双方に対し反対の意見を陳述せられました。

採決に入り、まず加藤精三君外十一名の提案にかゝる修正案は賛成少数をもつて否決せられ、次いで政府提案の原案もまた賛成少数をもつて否決せられました。かくして本案は否決すべきものと決定せられた次第であります。

(拍手)

右御報告申し上げます。

○議長(堤康次郎君) 両案中入場譲手税法案に対しては、加藤精三君外十一

名から成規により修正案が提出されております。この際その趣旨を許し、離席を許す。

入場譲手税法案に対する修正案(加藤精三君外十一名提出)
入場譲手税法案に対する修正入場譲手税法案の一部を次のように修正する。

附則第四項を附則第五項とし、附則第二項及び附則第三項を次のように改める。

2 昭和二十九年入場税における入場税法の規定により収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額が百七十二億八千万円に満たない場合においては、同年度分の入場譲手税は第一条の規定にかかわらず、百七十二億八千万円とし、その差額は、一般会計の負担とする。

3 昭和二十九年入場税の入場譲手税については、第三条の規定にかかわらず、七月、十月、一月及び三月において、それぞれ政令で定める金額を譲与するものとする。

4 昭和三十年入場税に限り、第三条第一項の表中「三月から五月までの間に収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額」とあるのは、「四月及び五月において収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額(前二項の規定によつて昭和二十九年入場税に譲与した額が同年入場税の収入額の十分の九に相当する額)」と改める。

昭和二十九年四月八日 衆議院会議録第三十四号 地方税法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 地方税法の一部を改正する法律案外一件

四八六

収納した入場税の収入額の十分の九に相当する額に満たなかつた場合においては、その差額に相当する金額を加算した額」と読み替へるものとする。

〔難民救済費増徴〕

○難民救済費 提案者を代表したとして、入場譲手税法案に対する修正案の趣旨を明かにしたいと存じます。

政府提出にかかわる入場譲手税法に対する修正案に照応いたしまして、入場譲手税法により譲手すべき昭和二十九年の入場譲手税の総額並びに昭和二十九年の入場譲手税の時期ごとの譲手額につきまして修正の必要があると考へるのであります。

けだし、現下の都道府県財政はおおむねきわめて逼迫した状況にあり、明年度における歳入に欠陥を生ぜしめないうちに措置する必要があることはもとより、年度間の各時期における収入に欠陥を生ぜしめないうち、これに対処する万全の措置を法律をもつて定める必要があると認められますので、修正案を提案する次第であります。

何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) これより討論に入ります。加藤精三君。

〔加藤精三君登壇〕

○加藤精三君 自由党を代表して、政府提案の地方税法の一部を改正する法律案並びに入場譲手税法案に対する自

由党及び日本自由党より提案されました修正案に対し討論を行います。

まず、地方税法の一部を改正する法律案についてでございますが、地方財政の現況にかんがみ、地方団体の独立税源を拡充するとともに、地方団体相互の税源の配分を合理化し、地方税負担の均衡をはかり、あわせて税務行政を簡素化し、かつ合理化する措置を講じ、及び国、都道府県、市町村三者間における協力体制を確立するため、お

おむね地方制度調査会及び税制調査会の答申の線に沿ひ、タバコ消費税、道府県民税、不動産取得税などの新税を創設し、入場税を国税に移管し、附加価値税を廃止して現行事業税及び特別所得税を統合して事業税とし、これについては、非課税範囲の整理を行うとともに、全般的にその税率を軽減し、その課税標準は原則として国の決定したところによることとし、なお固定資産税については一般的に税率の引下げを行うほか、産業設備の近代化を考慮して主要な機械設備につき課税標準に特例を設け、大規模機械設備に対する課税の一部を道府県に移して税源の配分を調整するとともに、その他市町村民税、自動車税、電気ガス税等についても所要の改正を行う必要があるものであります。

政府原案は右の要請を満たすものとして賛成でございますが、他面、改進黨床次郎二君外三名提案にかかる修正案は、その中につき、入場税

に関する部分を除いては、地方行政委員会及び同小委員会において精密なる研究を行ひたる結果生れたものであり、その一部について両派社会党の同意を得られなかつた結果、委員会の満場一致の可決を見られなかつたものとは言え、きわめて妥当なる成案と存じますので、これに賛成するものであります。

次に、入場譲手税法案並びにこれが修正案についてであります。入場譲手税法案は、入場税法案及び交付税及び譲手税配付金特別会計法案に照応しまして、いわゆる入場譲手税譲手金を都道府県に譲り、地方財源の調整をはかるものであります。その修正案は、右両案に対する修正案に照応し、地方団体の歳入の欠陥を生ぜしめないため絶対必要の措置を法定するものであります。右入場譲手税法案及び右修正案の両案に對しましては、いづれもこれに賛成するものであります。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 鈴木幹雄君。

〔鈴木幹雄君登壇〕

○鈴木幹雄君 私は、改進黨を代表いたしまして、ただいま議題となつております地方税法の一部を改正する法律案につきまして、わが党より提案いたしました委員会において可決された本案に対する修正案並びに原案につきまして賛成の意見を述べたいと思ひます。

現行地方税制は、制定後また四年に満たないのでありますが、世論の批判も相次ぎ、わが国の現況においては税制本来の目的を達し得ない面が多いのであります。昨秋相次いで行われました地方制度調査会及び税制調査会の二つの調査会の答申は、ともに相当大幅な改正を要望しておるのであります。政府もこの答申の趣旨に沿つて今回の改正案を立案しているものであります。附加価値税の廃止、道府県民税の創設、事業税及び固定資産税に

おける税負担の軽減ないし合理化、税務行政の簡素合理化など、従来懸案とされて来た諸問題に對しまして一応の解決を与へるとともに、タバコ消費税や揮発油譲手税の新設により、従来国の財源であつたものを地方に移譲して、地方の独立財源の充実強化をはかるなど、相当画期的な改正が意図されていることは認められるのであります。地方税制の改正を論ずるにあたりましては、まずこれを地方財政計画全体との関連において考察することが必要であると思ひます。

現行地方税制の最大の問題点は、地方税の量、すなわち税収の総額が過小であつて、その地方歳入中に占める割合がわずかに三十パーセントにすぎない低い率であるということです。このことは自主財源の徹底的な欠乏状態を示しており、地方団体の中央依存度を高め、その自主性を弱め

て、地方自治の健全な発展を阻害しておる最大の原因であると言つことが出来るのであります。最近の地方財政は年々窮乏化の傾向にあり、その原因は地方団体自身の放漫無能な施策の結果と考えられるものなしとしないのであります。根本的には、政府の策定する地方財政計画の規模が不当に圧縮せられておることから必然的に招来されたと断定せざるを得ないのであります。

(拍手) われわれは、この点につきまして、従来絶えず政府の注意を喚起して、その是正を要望して参つたのであります。

さきに行われました地方制度調査会の答申におきまして、地方財政計画の総額が過小であつて、地方の事情に即しないことが指摘せられ、その是正のためには地方財源として新たに三百億、見方によつては三百六十億程度を必要とするとし、さらに警察制度の改正を実施する場合は、国から都道府県に百四十億程度の財源を移譲すべきであるといふのであります。これに對しまして政府の提出した昭和二十九年の地方財政計画は総額九千六百五十三億、その後衆議院の修正によりまして九千六百七十七億となつたのであります。二十八年度に比して約五百億の増加となつてゐるのであります。このことは、国の予算が一兆億予算として、二十八年度に比較いたしました三百億弱の削減が行われておるのに比べ

ますと、一見いかにも地方財政の緊縮が不十分である、むしろ財政規模が拡大されておるかのごとき感を抱かせるのでありますが、これはもつぱら国と地方との財政構成の相違から来る事柄でありまして、実質的には、財政緊縮の程度は国の場合と同程度ないしはそれ以上であると言ふことができるのであります。ベース・アップの平年度化に伴う財政需要の自然増加だけでも四百億を見込まなければならぬ実情であり、それと緊縮制度改正に伴う財政需要の増加百五十億を加えれば、それだけですでに昨年度よりの増加分は消えてなくなるのであります。かような圧縮を加えながら、一方、既定財政規模の最正額としてはわずかに百四十九億を計上しておるのにすぎないのであります。調査会の答申による最低三百億の線に達せざることはかなるものがあります。一方、歳入の面におきまして、たとえ所得税の減税に伴う市町村民税の収入減をカバーするため、経費の面においては標準経費によりながら、ここでは第三方式、第三方式による実質上の増税約四十六億程度を見込んでおることなどは、いわば増税を強要するごときものでありまして、健全な見取りとは言えないのであります。

かように見ておられますならば、二十九年年度の財政計画は、地方財政の規模を前年度よりさらに一層縮小しようとする意図のもとに立案されたものであり、一見いかにも地方財政の緊縮が不十分である、むしろ財政規模が拡大されておるかのごとき感を抱かせるのでありますが、これはもつぱら国と地方との財政構成の相違から来る事柄でありまして、実質的には、財政緊縮の程度は国の場合と同程度ないしはそれ以上であると言ふことができるのであります。ベース・アップの平年度化に伴う財政需要の自然増加だけでも四百億を見込まなければならぬ実情であり、それと緊縮制度改正に伴う財政需要の増加百五十億を加えれば、それだけですでに昨年度よりの増加分は消えてなくなるのであります。かような圧縮を加えながら、一方、既定財政規模の最正額としてはわずかに百四十九億を計上しておるのにすぎないのであります。調査会の答申による最低三百億の線に達せざることはかなるものがあります。一方、歳入の面におきまして、たとえ所得税の減税に伴う市町村民税の収入減をカバーするため、経費の面においては標準経費によりながら、ここでは第三方式、第三方式による実質上の増税約四十六億程度を見込んでおることなどは、いわば増税を強要するごときものでありまして、健全な見取りとは言えないのであります。

する意図のもとに立案されたものであり、一見いかにも地方財政の緊縮が不十分である、むしろ財政規模が拡大されておるかのごとき感を抱かせるのでありますが、これはもつぱら国と地方との財政構成の相違から来る事柄でありまして、実質的には、財政緊縮の程度は国の場合と同程度ないしはそれ以上であると言ふことができるのであります。ベース・アップの平年度化に伴う財政需要の自然増加だけでも四百億を見込まなければならぬ実情であり、それと緊縮制度改正に伴う財政需要の増加百五十億を加えれば、それだけですでに昨年度よりの増加分は消えてなくなるのであります。かような圧縮を加えながら、一方、既定財政規模の最正額としてはわずかに百四十九億を計上しておるのにすぎないのであります。調査会の答申による最低三百億の線に達せざることはかなるものがあります。一方、歳入の面におきまして、たとえ所得税の減税に伴う市町村民税の収入減をカバーするため、経費の面においては標準経費によりながら、ここでは第三方式、第三方式による実質上の増税約四十六億程度を見込んでおることなどは、いわば増税を強要するごときものでありまして、健全な見取りとは言えないのであります。

妨げられ、その結果は地方財政の窮乏化に伴つて、税の増徴、徴収強化等、住民負担の過重を著しくしているのではありません。ことに中小企業や勤労大衆の負担は極度に高められ、他面、資本蓄積の阻害も大きな問題となつておる実情であります。かような過重な住民負担を緩和し、しかも地方の独立財源の充実強化をはかることが今日の地方税制改正の大きな問題があるのであります。このためには、結局国の財源を地方の特定財源に移すという方途による以外解決の道はないと信じます。

（担手）
今回の改正案を見ましても、国から地方に移譲された純粹の独立財源はわずかにタバコ消費税のみであり、しかもその税率は調査会の答申に比し半減して半以下にすぎません。しかも、一方、地方の最もとりやすく、かつ弾力性のある税源である入場税が、偏在是正の名のもとに国税に移管されて、譲与税となつて還付されることになつておるのであります。われ／＼は、道府県民税のごときもその財源を市町村民税の割譲に求めるべきではなく、国の財源を移譲すべきであつたと考えます。酒消費税のごときも、少くとも將來は地方税として考慮すべきであると思ふのであります。最も重要な住民負担の軽減の課題も、以上のよき改正案の方針のもとにあつては多くを期待し得ないことは当然であります。

なるほど、税率の一般的な引下げ、基礎除の引上げ等、全般的な改善も見られるのでありますが、われ／＼が常に強調して参りました中小企業、零細所得者に対する負担軽減の重要性は、大企業、重点産業等に対する軽減措置に押されて、十分反映されるに至つていない感が強いのであります。国策の見地から重要産業等を保護することは必要であります。これを補填の極にある地方団体の負担において行わんとすることは、明らかに行き過ぎであり、養成し得ないところであります。

以上申し述べましたような立場において、われ／＼は、原案に対して現在可能な限りの修正を加えることによつて本案に賛成いたすこととした次第であります。

修正の要はすでに委員長報告によつてお聞きのとおりでありますので重複を避け、以下おもな点につきましてその趣旨の概要を申し上げたいと思ひます。

まず第一に、中小企業や一般大衆の負担を軽減し、かつその均衡をはかることを主眼とする修正であります。その一は、事業税において個人事業税の負担が法人事業税に比してはなほだし過重である現状にかんがみまして、前者の基礎控除の額を、政府原案より昭和二十九年年度において一万円、平年度におきまして三万円引上げ、それぞ

他の住民負担との均衡、または地方団体の財政の現状から見ても適當を欠く行き過ぎた措置と思われるのでありまして、これをとりやめたいと思つております。その二は、地方鉄軌道、企業合理化資産、重要物産製造用資産及び航空運送事業用航空機に対する原案第三百四十九条の二に規定する固定資産税の緩和に関する特別措置につきまして、その適及適用をとりやめることとあります。我が国の経済再建上重要な要因をなすこれらの資産に對して一定期間租税面から保護助成を行うことは、前掲の輸出所得の場合と同様に考えられるのでありまして、特にこの場合は市町村財政に急激な變動を來すこととでもありますので、すでに課税の対象となつた部分については現行法通りとするように修正したのであります。

今回修正の最大の重点は、入場税を地方税として存置する立場から、これに関連して行う修正であります。御承知の通り、入場税は、昭和十三年國稅から地方税に移され、爾來地方税として存続して來たものであり、その性質上からも地方の行政と密接不離の關係にあるものであります。しかるに、その収入があまりにも地域的に偏在しておるといふところから、さきに、調査会の答申においては、遊興飲食税とともにこれを國稅に移管して、税率の引下げ、課税範圍の合理化をはかるとともに、その収入額の大部分を人口に按分して地方に還元せしむる措置を勧告しておるのであります。政府原案はこの答申を尊重して立案されたはずのものであります。なほ、ひとりの入場税のみを國稅に移管し、遊興飲食税はこれを地方税に残しておるのであります。兩者を一括して國稅に移すか、あるいは、偏在度が一層はなはだしく、徴税技術上からも困難な税目であつて、むしろ國稅に移すことにある程度の理由が認められる遊興飲食税の方を國稅に移管するというならば、応筋道は立つと思つておりますが、徴税も容易で弾力性のある入場税のみを切り離して國稅に移すという理由はまったく理解に苦しむのであります。(拍手) 財源偏在の是正という観点からするならば、むしろ他の面においてこそ調整すべきでありまして、その措置に出ずして、逆に地方の最もよき獨立財源たる入場税を取上げることによつて調整の目的を達しようとするのは、地方の自主性を損傷とする以外の何ものでもないものであります。(拍手) われは、かような見地に立ちまして、あくまで入場税の國稅移管に反對し、原案を修正して、これを地方税として存続することにいたしましたのであります。ただ、税率につきましては相當の引下げの必要がありまして、この際一応政府原案程度に引下げることにし、また現行の入場税中にある第三種の施設の利用に関する部分について、

政府原案で規定を欠いております点を補足し、また若干の修正を行つたのであります。最後に、この國稅移管廃止に伴ひまして當然入場税と税法案も廢棄されることとなるのでありまして、この方途によつて達成しようとしていた財源偏在の是正が一応御破算となるわけでありまして、従つて、この点を別途考慮する必要を生じて參るのであります。今同創設されることになつております道府縣のタバコ消費税の一部富給府縣に對する課税權を制限いたしました。この部分を他の府縣に對して人口に按分して納付せしめることによりまして、入場税と税制度による場合とはほとんどつた同一の財政調整効果が達成せられるのであります。すなわち、入場税を地方税に存置する場合、國稅の場合に比しまして、東京、大阪におきまして増加する税収入は約五十一億余であります。タバコ消費税において、ただいま述べました措置をとる結果、減少する額は五十一億四千万円であります。實質的には増減はなく、他の府縣についても財源的な變動を生じないこととなるのであります。以上が、修正の内容と、その趣旨の大要であります。

さきにも申し述べましたごとく、われわれはこの程度の修正をもつて決して満足すべきものではありませんが、國の予算もすでに成立を見た今日、地方交付税額、地方債の総額等もすでに動かしがたく、自然地方税収入の総額もこれ以上動かし得ない実情にあります。ため、やむなくこの程度にとどめ、この修正において示された方向を將來さらに一層推進すべきことを期するとともに、政府に對しまして、近き將來において地方税制度に一段の改善を加えられんことを強く要望いたします。委員長の報告の通り、修正を含む原案に賛成を表明するものであります。なお、一括上程されております入場税と並びにその修正案につきましては、入場税の移管反對の立場より反對でありますことは當然であります。ことに、自由党の修正案に至りましては、入場税の本質を失ひ、一兆億予算の規模を破壊する自滅行為を行はんとするものであることをここに付言いたしたいと思つております。

以上をもちまして私の討論を終る次第であります。

○議長(堤隆次郎君) 北山愛郎君。

○北山愛郎君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております地方税法の一部改正法律案に關しまして、床次徳二君外三君より提案になつております修正案のうち、入場税に關する部分については賛成し、その他の修正部分及び政府原案については反對し、あわせて入場税と税法案につきましては政府原案並びに修正案に反對の態度を明らかにせんとするものでござります。(拍手)

われわれが政府原案に反對する第一の理由は、本案が、一兆円緊縮予算の美名のもとに再軍備を進行せんとする吉田政府の財政金融政策の一環としたし、その再軍備負担のしわ寄せを赤字に苦しむ地方財政に転嫁し、ひいては地方団体を通過して貧しい勤勞大衆に重税を押しつけようとするような露骨な政策の現われであるからであります。(拍手) すなわち、地方税法の修正案によりまして、地方の住民の税負担は、市町村民税及び新設の道府縣民税を通じて八十八億円の増加、不動産取得税によつて四十四億円の増加、遊興飲食税十五億、自動車税三十二億、固定資産税九十七億、電気ガス税二十三億等々、その合計は三百十六億の増税となり、事業税の減税四十二億を差引きましても、その純増分は二百七十四億円に上つて、これは二十八年度の地方税収三千百二億に對しまして約九%の増税と相なるのでござります。これに對しまして、國稅におきましては二十八年度七千五百六十七億、本年度の國稅収入見込みは七千七百十八億と相なつておるのでありまして、その増加率はわずかに二%にすぎない。これに比較して、まことに奇妙な對照を示しておるのでござります。國稅の収入見込みを堅実に、かつ控へ目に見ておるといふことは、今後の自然

増収を見込んで次の軍備拡張に保留する予備工作でありましたが、他方、地方税においてこの経済不況と国民生活の窮乏を無視して約一〇％という増収見込みの上に立つた地方財政増額をもつて、平衡交付金におきましては百六十億、地方債においては百三十九億、合せて二百九十九億を減額し、すなわち国の地方財政への負担をそれだけ免れようとする魂胆に出ていることは、もはや明らかなる事実と言わなければなりません。(拍手)

本年の地方財政は、政府のきびしい計算によりまして、昨年比で八十五十四億の財政需要が増加することになっておるのであります。それだけの経費が地方財政に昨年より余分にかるわけでありまして、この八百五十四億の増加に対して、政府はまず三百六十五億の節約を強制いたしまして、一方においては、ただいま申しましたような二百七十四億の増収を要求して、この地方税法の改正を行つて来たのでございます。タバコ消費税につきましても、地方制度調査会の案である百分の三十という率を採用しないで、百分の十五という率で、また、この多少の財源も、結局、新たに警察法の改正によりまして府県警察設置のための経費約四百億の重圧のために、ただいまのタバコ消費税の財源が

全部使われてまだ不足するであろうということは、想像するにたかたないものでございます。かような地方税の改正が、昭和二十八年年度の年度末におきまして三百六十億の赤字に悩む地方団体に對してどのような影響を与えるか、まことに思い半ばに過ぎるものがあります。府県も市町村も、各種補助金の減額、事業費の削減によつて、学校も道路も橋も住宅も衛生社会福祉施設もやれなくなつて来る、住民へのサービスもできない、そうしてその一方では、不景気であるが、中小企業がいかにつぶれようが、失業者がふえようが、税の水増しと差押えあるいは賤売による徴税の強化をやらなければならぬという立場に地方団体が追い込まれるのでございます。(拍手)かくのごとき地方団体を苦しめ国民生活をさらに窮乏にするような税制に対しては、われわれは断じてこれを承認することはできないのである。(拍手)

わが国の地方自治体と地方住民は、長い間、軍国主義的な専制国家の中で、軍備と戦争のために苦しんで参つたのでございます。今の公共施設の費用あるいは個人生活文化の低位ということ、主としてここに原因しておるのであります。ただ戦後わずか二年にわたつて、たゞ民主化の勢いによつて、わが国の地方自治が初めてその発展を見るに至らうとしている際に、戦後数年ならずして地方自治は再び新しい困難

の再軍備政策に當面し、不動産取得税が復活して、入場税が再び国に取上げられ、中央集権的な國家警察の膨大な経費を都道府県が負担しなければならぬというような反動時代に今や直面しておるのでございます。(拍手)今回の地方税法の改正こそは、再軍備の地ならし工作と資本蓄積とを企圖した、かの昭和二十四年、二十五年のドッジ・シヤウプ方式の完全な日本版と称しても過言ではないと思つてゐます。

われわれの指摘します第二の点は、本案の指摘と矛盾についてでございます。市町村民税の一部をさいて創設する道府県民税につきまして、柴田自治庁長官は、道府県の経費を広く各方面に分担させ、そうしてその自治の基本を強化するためと稱しておりますが、その自治庁長官が他方では知事官選論を放棄し、地方自治法の改正によつて都道府県の自治体としての性格を顕著し、府県を國の優先機関化する意圖を露骨に示しておるのであります。道府県民税創設の趣旨をみずからの言葉によつて否定することが、矛盾極まりません。これは、矛盾なければなりません。(拍手)

また、政府は、本法案の提案理由の基本方針の一つとして、税務行政の簡素合理化をはかるとともに、国、道府県、市町村三者間の徴税上の協力体制を確立すると言つております。ところが、一政府は、今全国一万の市町村

の団体である市長会あるいは町村会があげて道府県民税の創設に猛反対をしている事実を知らないのではありません。ようか。市町村民税の一部を徴収し上げられ、みずからこれを代行して徴収し納めなければならぬという市町村当局の立場と意向を無視しては、断じて国、地方団体相互間の協力体制が円満に行くものではございません。(拍手)

さらに、奇怪なことは、国税に移管し譲与税として地方に配分する入場税については、政府は、御承知の通り、一割の手数料がなければ徴収意欲が起らないなどと言つております。ところが、その一方、道府県民税の徴収を代行する市町村に對しましては二分ないし三分の手数料しか考へておられぬというに至つては、みずから協力を破壊する独善的態度としてわれわれの容認し得ないところでございます。(拍手)地方税の大案につきましても、住民税を二分して道府県民税、市町村民税にわけ、固定資産税の前記的な不動産取得税というものを設ける、パチンコや麻雀、玉突き等のいわゆる入場税の第三種というものを、徴税がむずかしいという理由で、そのまま地方に放置するが、これは、税務行政の合理化とは完全に逆行するものであると言わなければなりません。(拍手)

第三点は、国税におけると同様に、地方税におきましても、個人事業者、勤労者、農民等の利益は考慮されるこ

となく、他方汚職と嫌疑に満ちた大企業に対する税の軽減については異常な関心を示しておることでもあります。(拍手)勤労所得者が最も不公平な地位に置かれておる市町村民税の欠陥については何ら触れることなく、事業税につきましても、本案によつて法人事業に對して減税される分は約三十億であります。ところが、個人事業者の基礎控除一万円引上によつて軽減される分はわずかに十九億にすぎないのでございます。この経済不況に直面をして、主人と家族の勤労によつて血のにじむようなその日／＼の生業をささえている全国数十万、数百万の零細業者の窮状に對して、これではまるきり二階から目業よりもひどい処置と言わなければならぬのであります。

次に、固定資産税につきましても、税率はなるほど、標準税率が一・六％から一・五％に若干引下げられましたけれども、二方土地や家屋の評価基準を引上げて、實質では増税を企圖しておるのであります。特に農村の田畑の課税標準である土地の価格を、田につきましては、昨年の反当二万二千六百七十二円に對して今年は二万八千九百三十三円に引き上げては、昨年の八千七百三十三円に對して本年は一万二百二十四円というように、それ／＼大幅な引上げを行い、結局農民の固定資産税は二割程度の増税となるのであります。が、これに對しまして、今汚職たけな

昭和二十九年四月八日 衆議院會議第三十四号 地方税法の一部を改正する法律案外一件

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 地方税法の一部を改正する法律案外一件

わの高速度交通機関のトンネルを非課税とし、問題の外航船舶については三分の一に軽減し、電気事業の家庭用却資産については、昭和二十四年にさかのぼつて六分の一に軽減している。

その他、地方鉄道、軌道、航空機、合理化促進法による機械設備、重要物資の製造用機械等の固定資産につきましてはそれ／＼大幅の軽減を講じ、その額は二十三億圓に達するのであります。国策のしわざを地方団体に及ぼすとともに、農民から取立て、その収得した分を大産業に与えて、その一部をリベートとして政治資金に流し、またそれが選挙資金となつて農民をだます金に使われるという、この末期的な腐敗政治の循環方式の根本を今如実に示されていると言わなければなりません。(拍手)もちろん、われ／＼も、かような重要産業の育成策を否定するものではないと思いますが、まず汚職と疑獄の徹底的な肅正によつて国民の信頼を回復しなければならぬ。(拍手)かつ、その保護の効果が国民的な利益としてはつきりと現われるという現実の保障を確立して、それから初めてかような産業の育成策を考へるべきであり、これが健全なる常識のある者の当然の結論であります。

第四には、徴税の便宜のみを考へて、徴税機関の特権を拡大し、納税者の立場を顧慮しない非民主的な規定の存在であります。そのほかに、だいたいものが一つあるのであります。それは、今度の改正の附則第四十一にある自動車税につきまして、道路運送車両法を改正し、自動車税を納めた証明書がなければ自動車の車体検査をやらないう、かような規定を今度挿入したのであります。これは車体検査を税金をとる便宜に利用せんとするものであります。申すまでもなく、自動車の車体検査というものは交通行政上の措置でありまして、税の納付とは直接の関連はございません。この兩者を結びつけるということは、自動車税というものを手数料化してしまつて、租税原則を混乱させるばかりではなく、納税者に対してはまことに意地の悪い苛酷なやり方であります。この心理的な、実質的な悪影響は、はかり知れないものがあるのであります。この考え方を敷衍してありますならば、税金を滞納した家の子供は学校には通学させない、あるいは税を納めない者には道路の交通を禁止するといふやうな非常な危険な思想でございます。結局、リベートのないところに政治がないといふやうな非民主的な規定が、

税法の中にはびこるならば、納税民主化のモラルといふものを政府みずから破壊して、憲法三十条の納税の義務はまさに個人の義務に化してしまつてございまして。

われ／＼は、以上政府原案についての反対の理由を簡潔に申し上げたのであります。次に、床次徳二君外三名御提案の地方税法の一部改正修正案について一言いたしたいと思います。

修正案の中で、入場税を地方税にすべきとする若干の修正を行つたこの部分につきましては賛成の意を表するものであります。政府が、入場税を国税に移管し、これを配分して税源の偏在を是正するに用いるといふことは、一応はもとより聞えるのであります。ただ、それならば、なぜ遊興飲食税だけは地方に残したか。この疑問は一つの疑念となつて大きく国民の中に広がつておるのみならず、税源の偏在を地方税の財源を取上げて行、自分のふところをいためたいで地方の財源を横に地ならしするといふやり方がまことに不当なのであります。この床次徳二君外三君の修正案に示されておるやうに、富裕府県のタバコ消費税による調整によつてもこれが可能となる。この

意味において、われ／＼は本修正案の入場税の部分については賛成の意を表するものであります。しかしながら、今の入場税部分を除きました他の修正部分につきましては、その若干の点、その方向については同感を惜しまない点がたくさんあるのであります。わが党の既定方針とはおよそ相当の距離があるものであります。特に個人事業税の基礎控除は、われ／＼の二十万円に對し十万円、それも本年はわずか七万円にとどまつておる。われ／＼の反対する道府県民税の創設を認めておる点、あるいは固定資産税において、われわれは農地について税率を五割引下げを企圖しておるのに、何らこれに考慮を払つておらない点、また先刻申し上げた電気事業等、固定資産税の軽減とりやめの不徹底な点、その他自動車税、自転車荷車税、電気ガス税等の軽減について、われ／＼とは相当の距離があるために、残念ながら賛成し得ないものであることを明らかにしておく次第でございます。

次に、入場譲与税法案については、原案並びに修正案について、如上申し上げましたやうな趣旨をもつて、われわれは全面的に反対を表明する次第であります。

最後に重ねて申し上げますが、本地方税法改正によつて、膨大な地方団体の赤字は今年さらに増大をし、戦後わずかに芽をふき出した地方自治は花開かずしてつみとられ、住民は重税に泣き、地方団体は国民怨望の防壁となることをわれ／＼は知らなければなりません。あのビキニの死の灰から国民を守るには何の役にも立たない保安隊等の防衛費に数千百億のむだな国費を使いながら、再軍備を推進する吉田政府の政策のしわざを地方自治体にかぶせようとするこの地方税の改正案に對しましては、社会党は断固として反対するものであることを付言して、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 伊瀬幸太郎君。
「伊瀬幸太郎君等、私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に對し、政府原案について反対、修正案については、入場税に関する部分については賛成、その他の部分については反対、並びに入場譲与税法案に反対並びに修正案に對して反対の意思を表明せんとするものであります。(拍手)」

申すまでもなく、地方自治体の基本

的課題は、地方財政を整備して、各地方の経済的不均衡をいかに解決するかということが最も重要であります。その対策として、配付税制度、平衡交付金制度、さらに今回の交付税譲与税配付金制度が設けられたことは御承知の通りであります。しかしながら、どのような制度の改革がありましても、政府が一定の長期計画に基き、その確固たる基盤の上に地方財政の健全な発展をはかり、地域的不均衡を是正し、よくバランスのとれた国民経済の実現を期することなくしては、しよせん不可能なことでありと申上げねばなりません。(拍手)

かかる観点からいたしまして、わが党は吉田内閣の自由放任経済政策及びその上に基礎を置いた官僚的中央集権の強化の政策に多くの批判を有することは申し上げるまでもございません。本地方税法の改正に際しまして、政府の提案理由の説明によれば、その基本方針の第一として、地方団体の自立態勢強化のために独立財源を充実しなければならぬといたし、今日の地方自治並びに地方財政の現状がいかに本来の姿から遠いものになっているかを率直に認めているのであります。すなわち、富裕府県と貧弱府県が対立

し、府県はまた市町村と反目し、大都市と中小都市との利害がこれまた一致せず、政府は政府で、各省こそつてその出先機関を進出せしめて府県の機能を尊重せず、あるいは一方的に事務を委任し、補助金という好餌をもつて仕事を押しつけて、最後まで十分な財源の処置はしないので、そのためそれらの費用がただちに窮乏せる地方財政にしわ寄せされて行き、地方団体はこれまたその現況を理由として行政、財政両面ともにいたすらに中央に依存して、すべての問題を中央に持ち込んで、陳情、請願にうき身をやつしているのであります。このような陳情、請願によらざれば、もはや今日の地方行政は成り立たないという方が適切だと言わなければなりません。(拍手)かく見ますと、とうてい地方自治の発展など望むべくもありません。政府は、この現状打開に藉口して本改正案を提出し、一方警察法の改悪をはかり、かつ伝えらるる知事官選を目ざす自治法の改正等と、かつ過般本院を通過せる教育二法案等を相考察するとき、かかる一連の反動連行の諸政策は、MSAを受入れた今日、再軍備態勢を歩一歩と強行せんがための中央集権確立の機まきに至れるを思うとき、まことにわが国の将来のため寒心これひとしとお断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

今本改正案を一瞥いたしますとき、もちろん自立財政の確立なきところ、自治の発展強化はあり得ません。すなわち、地方自治確立のためにその財源を大幅に地方に移譲し、地方財政を實質的に充実強化せしめる方向に今日の地方税を持つて行くことが急務であります。また、憲法に保障された主権在民、そのための権力の分散と住民の福祉を基調とする地方自治の精神はあくまでもこれを尊重し、かつ守り通さねばなりません。しかるに、わが党は、この基本的立場を考察するとき、残念ながら本改正案及び修正案に反対せざるを得ないのであります。(拍手)

今各項別にこれを検討いたしますれば、まず第一点として府県民税の創設であります。これは、現行市町村民税中よりその一部をさいて、これを道府県民税に充てるといふのであります。が、個人人頭税、各階級、公共団体から一律に百円を道府県民税に徴収することは、従来の人頭税は一人七百円、町村にありては三百円の課税でありましたが、今回の改正で町村一律に一人百円の均一賦課徴収とすること、貧弱町村をますます窮乏に迫りや

るもので、さらでに重税にあえぐ町村民に對し、まことに過酷以外の何ものでもありません。(拍手)また、この徴収方法においては、道府県が市町村に對して行ふ賦課徴収の補償は政令で定め、この事務を処理するために、各市町村においては職員増員が必至であります。政府の言う改正の差本方針である税務行政の簡素化、合理化をはかるということには断じてなりません。これがための人件費等の補償なくしては、とうてい執行し得ないにもかかわらず、わずかに手数料は二分五厘という少額にすぎないのであります。また一方、個人の道府県民税は、市町村民税の徴収令書と同一の用紙を用い、分割納入があるときには阿税に按分収入し、延滞金加算金の計算は両税の合算額について行ふなど、出納事務の混乱を招くのは必至であつて、ただ道府県のために市町村民に苛酷な条件を押しつけるのが本制度であると言つても過言ではありません。(拍手)

次に第二点であります。現在事業所得者に課せられております事業税は法人と個人企業との間にきわめて不公平となつており、特に零細な個人経営者の税負担はあまりにも過重であつて、今回の改正に對する最大の期待も

昭和二十九年四月八日 衆議院會議第三十四号 地方税法の一部を改正する法律案外一件

飲食以外のものは課税の対象としないのでありまして、原案の一回飲食課税百円を百二十円とした修正案は、むしろ少きうらみがあるであります。

また入場税に關しましては、三段階にわけ、税率の適正化をはかるのが当然であり、微税の合理化を促すものであります。ここで私が一言申し上げたいことは、今回の改正にあたり、政府は自治体の財政的均衡をはかるという口実によつて……

「簡單々々」と呼び、その他発言する者多し

○議長(堤康次郎君) 御静謐に願います。音を立てないようにお願いします。

○伊瀬幸太郎君(總) 入場税を國税に移管せんとしたのでありますが、最初には遊興飲食税と入場税の両方を國税に移管せんとおきながら、遊興飲食税は関係業者の反対意見をいれて府県税に残し、入場税だけをあくまでも國税に移管せんとする政府及び自由党の態度は、はなはだ了解に苦しむものであります。(拍手) 一体、何ゆゑに一方だけは地方税に残し、一方だけは國税に移管するのか。そのことの裏には重大なやみ取引が介在するのではないかという一部のうかつな見方もあながち

當を得ないものとは思えないのであります。われ／＼は地方財政の均衡をはかるにやぶさかではありませんが、地方財政中地方税として当然残るべきものを無理に國税に移管せしめても、タバコ消費税等において十分にその均衡化は期せられるのであります。

第四点といひましては、自動車税に對し、昨年これまた大幅に増税したのにもかかりませう、今回また増税し、特に、バスは今日大衆の足として必要欠くべからざる交通機関であり、この増税は乗車賃の値上げとなり、大衆にそのしわが寄せられることは必然と言わなければなりません。しかも、政府は、微税確保の一方的利便から、税とはまったく関係ない車体検査にくつつけてゐるのは、まことにやつて苛政誅求の權化であると断言せなければなりません。(拍手) 次に、自転車荷車税であります。今日、荷車や自転車は勤勞大衆の手であり足であるも同様であるにもかかわらず、かかるものにまで税を賦課するということは、まことに苛酷と申さなければなりません。(拍手) わが党はすみやかなる撤廃を要求するものであります。依然として自転車荷車税を賦課することがことごとく、まことに勤勞大衆の幸福を無

損した悪政と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

最後に指摘したいのは固定資産税であります。今回の改正によつて税率は少しぐらい引下げられても、再評価によつて結局負担の増大を来すのはわれわれ中小企業や一般大衆でありまして、その反面において、大きな税の軽減の恩恵に浴するものは、今日汚職に明け暮れ、議會政治に対する國民の信頼をまつた失墜せしめたかの外航船舶会社や、あるいは軌道、発電会社等の大資本家のみであります。疑獄、汚職のまつ最中にもかかわらず、大資本家のみに軽減を行うことこそは、これまたたく吉田政府は大資本家の擁護する以外の何ものでもないと言ひせざるを得ないのであります。(拍手)

かくのごとく、本改正案の一つ／＼を検討いたしますならば、まことに國民の憤慨を買ふものばかりであります。政府は、納税者の公平な、――國民の善意と納得による納税民主化をうたいながら、納税の原理を放棄し、高所得者の利益を擁護し、広汎な勤勞大衆、中小商工業者及び農民に不當な重圧を加へることは、社会の混乱を引起すおそれなしとせざるものであります。かかる法案を、多数を頼み、多

くの衆の犠牲の上に通過せしむることとは、全國民の名において断固反対しなればならぬのであります。(拍手) 従つて、本法案に對ししても、納税は、納得の行く、笑つて納められる合理的かつ民主的な方法を考へられるよう、一言苦言を呈しまして、重ねて政府原案及び修正案のうち入場税の部分を除き日本社会党は断固反対する旨を明らかにし、さらに入場課税税法案に反対、修正案にもこれまた反対して、私の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより地方税法の一部を改正する法律案の採決に入ります。

まず、本案の委員会修正部分中、入場税に關する修正につき採決いたしました。この採決は記名投票をもつて行います。本案の入場税に關する委員会修正に賛成の諸君は白票、反対の諸君は閉票を持参せられんことを望みます。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(堤康次郎君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。開鎖。

投票を計算いたします。

〔参事投票を計算〕

○議長(堤康次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長朗読〕

投票総数 四百三十五
可とする者(白票) 二百八
〔拍手〕

否とする者(閉票) 二百二十七
〔拍手〕

○議長(堤康次郎君) 右の結果、本案の入場税に關する委員会修正は否決されました。(拍手)

〔参照〕

地方税法の一部を改正する法律案の委員会の修正部分中入場税に關する修正を可とする議員の氏名

赤澤 正道君 荒木萬壽夫君
有田 喜一君 五十嵐吉藏君
井出 太郎君 伊東 岩男君
池田 清志君 稻葉 修君
今井 耕君 白井 莊一君
小山倉之助君 大藤 唯男君
高 藤君 岡田 勢一君
岡部 得三君 金子與重郎君
神戸 眞君 川崎 秀二君
喜多壯一郎君 吉川 久爾君
楠美 省吾君 栗田 英男君

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 地方税法の一部を改正する法律案外一件

小泉 純也君	小島 徹三君	石山 龍作君	稻村 昭三君	和田 博雄君	沼澤昭次郎君	山口シヅエ君	山下 葵二君	大橋 忠一君	大平 正芳君
河野 金男君	河本 敏夫君	小川 豊明君	加賀田 進君	井伊 誠一君	井上 良二君	吉川 兼光君	吉田 賢一君	大村 清一君	阿崎 勝男君
佐藤 芳男君	齋藤 盛三君	加藤 清二君	片島 港君	井堀 繁雄君	伊瀬幸太郎君	岡田 春夫君	風見 章君	岡田 五郎君	岡野 清彦君
櫻内 義雄君	征本 一雄君	勝岡田清一君	上林與市郎君	伊藤卯四郎君	池田 誠治君	黒田 壽男君	小林 信一君	岡本 忠雄君	岡村利右衛門君
志賀健次郎君	椎熊 三郎君	神近 市子君	木原津與志君	稻富 稜人君	今澄 勇君	中原 健次君	中村 英男君	押谷 富三君	加藤 精三君
重光 葵君	白濱 仁吉君	北山 愛郎君	久保田鶴松君	受田 新吉君	大石ヨシエ君	原 彪君	平野 方三君	加藤 宗平君	加藤常太郎君
須磨彌吉郎君	鈴木 尊雄君	黒澤 幸一君	佐々木更三君	大西 正道君	大矢 省三君	否とする議員の氏名		加藤鏗五郎君	銀治 良作君
園田 直君	高瀬 傳君	佐藤麟次郎君	齋木 正君	加藤 勘十君	加藤 鏗造君	相川 勝六君	逢澤 寛君	金光 雨夫君	川島正次郎君
竹山祐太郎君	館林三喜男君	櫻井 奎夫君	志村 茂治君	甲斐 政治君	春日 一幸君	青木 正君	青柳 一郎君	川村善八郎君	河原田隆吉君
千葉 三郎君	床次小波二君	柴田 義男君	島上善五郎君	片山 哲君	川島 金次君	赤城 宗徳君	秋山 利恭君	菅家 喜六君	木村 武雄君
内藤 友明君	中嶋 太郎君	下川儀太郎君	鈴木茂三郎君	川俣 清哲君	河上丈太郎君	淺香 忠雄君	麻生太賀吉君	木村 俊夫君	岸 信介君
中曾根謙弘君	中野 四郎君	田中鐵之進君	田中 稔男君	木下 郁君	菊川 忠雄君	足立 篤郎君	天野 公義君	菊池 義郎君	岸田 正記君
中村三之丞君	中村庸一郎君	多賀谷貞稔君	高津 正道君	小林 進君	河野 密君	荒船清十郎君	有田 二郎君	岸田 正記君	北 吟吉君
並木 芳雄君	橋本 清吉君	滝井 義高君	橋 兼次郎君	佐竹 新市君	佐竹 晴記君	飯塚 定輔君	伊藤 郷一郎君	久野 忠治君	熊谷 憲一君
長谷川四郎君	廣瀬 正雄君	辻原 弘市君	永井勝次郎君	杉村沖治郎君	杉山元治郎君	池田 清君	池田 安一君	倉石 忠雄君	黒金 泰美君
福田 繁芳君	古井 喜賢君	成田 知巳君	西村 力弥君	鈴木 義男君	田中健三郎君	石井光次郎君	石田 勇人君	小枝 一雄君	小金 義昭君
古屋 菊男君	本名 武君	野原 覺君	芳賀 貢君	竹谷源太郎君	長 正路君	石橋 満山君	犬養 健君	小坂善太郎君	小平 久雄君
町村 金五君	松浦周太郎君	萩元六子君	長谷川 保君	辻 文雄君	堤 ツルヨ君	今村 忠助君	岩川 與助君	小西 寅松君	小林 鎭君
松村 謙三君	三浦 一雄君	原 茂君	福田 昌子君	戸叶 里子君	土井 直作君	上塚 司君	植木庚子郎君	小林 絹治君	小峯 柳多君
三木 武夫君	村瀬 宣親君	古屋 貞雄君	帆足 計君	中井徳次郎君	中屋英太郎君	江藤 夏雄君	遠藤 三郎君	佐々木盛雄君	佐藤 昌三君
粟山 博君	柳原 三郎君	穂積 七郎君	細道 兼光君	中崎 敏君	中澤 茂一君	小笠 公昭君	小笠原三九郎君	佐藤 榮作君	佐藤 親弘君
山下 春江君	山手 満男君	正木 清君	松原喜之次君	中村 高一君	中村 時雄君	小川 平二君	小澤正重君	佐藤洋之助君	坂田 英一君
吉田 安君	早稲田博四郎君	三鍋 義三君	武蔵連十郎君	西尾 末廣君	西村 榮一君	小高 慈郎君	尾崎 末吉君	坂田 道太君	迫水 久常君
阿部 五郎君	青野 武一君	森 三樹二君	八百板 正君	日野 吉夫君	平岡忠次郎君	緒方 竹虎君	越智 茂君	坂田 道太君	迫水 久常君
赤路 友藏君	赤松 勇君	八木 一男君	安平 鹿君	松井 政吉君	松平 忠久君	大久保武雄君	大西 頼夫君	大西 頼夫君	大西 頼夫君
足間 覺君	飛鳥田一雄君	柳田 秀一君	山口丈太郎君	松前 重義君	三宅 正一君	大野 伴睦君	大橋 武夫君	大橋 武夫君	大橋 武夫君
淡谷 悠藏君	井手 以誠君	山崎 始男君	山田 長司君	三輪 壽壯君	水谷良三郎君	大野 伴睦君	大橋 武夫君	大橋 武夫君	大橋 武夫君
井谷 正吉君	伊藤 好道君	山中日鏡史君	山花 秀雄君	三輪 壽壯君	水谷良三郎君	大野 伴睦君	大橋 武夫君	大橋 武夫君	大橋 武夫君
猪俣 浩三君	石村 英雄君	山本 幸一君	横路 節雄君	門司 亮君	矢尾喜三郎君	大野 伴睦君	大橋 武夫君	大橋 武夫君	大橋 武夫君

世耕 弘二君 瀬戸山三男君
 關内 正一君 關谷 勝利君
 田口長治郎君 田子 一民君
 田嶋 好文君 田中伊三次君
 田中 角榮君 田中 龍夫君
 田中 萬壽君 田淵 光一君
 高木 松吉君 高橋 英吉君
 高橋國三郎君 高橋 等君
 竹尾 式君 武田信之助君
 武知 勇記君 玉置 信二君
 津雲 國利君 塚田十一郎君
 塚原 俊郎君 辻 寛一君
 土倉 宗明君 綱島 正興君
 坪川 信三君 寺島隆太郎君
 戸塚九一郎君 徳安 實藏君
 苦米地英俊君 富田 健治君
 中井 一夫君 中川源一郎君
 中村 清君 中村 幸八君
 中山 マサ君 中川房次郎君
 永田 良吉君 長野 長廣君
 藤尾 弘吉君 夏堀源三郎君
 南條 徳男君 丹羽喬四郎君
 西村 英一君 西村 直己君
 西村 久之君 根本龍太郎君
 野田 卯一君 羽田武嗣郎君
 葉梨新五郎君 馬場 元治君
 橋本英三郎君 橋本 龍伍君
 長谷川 峻君 花村 四郎君
 濱田 幸雄君 濱地 文平君

林 護治君 林 信雄君
 原 健三郎君 原田 盛君
 平井 義一君 平野 三郎君
 福井 勇君 福田 勉夫君
 福田 一君 福田 喜東君
 福永 健司君 藤枝 泉介君
 船越 弘君 船田 中君
 降旗 徳弥君 保利 茂君
 坊 秀男君 星島 二郎君
 堀川 恭平君 本多 市郎君
 本間 俊一君 前尾繁三郎君
 前田 正男君 牧野 實繁君
 益谷 秀次君 増田甲子七君
 松井 豊吉君 松岡 俊三君
 松崎 朝治君 松田 鐵藏君
 松永 傳吉君 松野 頼三君
 松山 義雄君 三池 信君
 三浦寅之助君 水田三喜男君
 南 好雄君 村上 勇君
 持永 義夫君 森 清君
 森 幸太郎君 八木 一郎君
 安井 大吉君 山口啓久二郎君
 山口 好一君 山口六郎次君
 山崎 巖君 山崎 猛君
 山田 彌一君 山中 貞則君
 山本 勝市君 山本 正一君
 山本 友一君 吉田 重延君
 吉武 恵市君 渡邊 良夫君
 亘 四郎君 只野直三郎君
 辻 政信君 安藤 豊君

池田正之輔君 河野 一郎君
 中村 梅吉君 松田竹千代君
 松永 東君 三木 武吉君
 山村新治郎君

○議長(堤康次郎君) 次に、本案の委員会修正部分中、入場税に関する修正を除いたその他の修正につき採決いたします。入場税に関する修正を除いたその他の委員会修正に賛成の諸君の起立を求めます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて入場税に関する修正を除いたその他の委員会修正は可決されました。(拍手)

〔賛成者起立〕

次に、ただいま修正議決した部分を除いたその他の原案の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて修正部分を除いたその他の原案の通り決しました。(拍手)

〔賛成者起立〕

なお、ただいま委員会の修正中、入場税に関する部分が否決となりました結果、条項及び字句の整理を要するものがありますので、この整理を議長に一任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。これより入場税と税法案の採決に入ります。

まず、本案に対する加藤精三君外十一名提出の修正案につき採決いたします。加藤精三君外十一名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて加藤精三君外十一名提出の修正案は可決されました。(拍手)

〔賛成者起立〕

次に、ただいま修正議決した部分を除いたその他の原案につき採決いたします。修正部分を除いたその他の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて修正部分を除いたその他の原案は可決されました。(拍手)

〔賛成者起立〕

第三 消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 医療関係審議会設置法案(内閣提出)

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 日程第三、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案、日程第四、医療関係審議会設置法案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長小島徹三君。

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

消費生活協同組合法の一部を改正する法律

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(名称)」に改め、同条第二項中「前項に掲げる文字」を「消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会であることを示す文字」に改め、同条に次の一項を加える。

3 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会、その名称を使用することを他人に許諾してはならない。

第十条第三項を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(規約)

第二十六条の二 会計又は業務の執行に關し、組合の運営上重要な事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

第三十九条第一項中「定款」を「定款、規約」に改める。

第四十二条中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、民法第五十六條中「裁判所ハ利害関係人又ハ

四九五

昭和二十九年四月八日 衆議院公議第三十四号 消費生活協同組合法の一部を改正する法律案外一件

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

医業関係審議会設置法案

(附則)

- 第一條 厚生大臣の諮問に應じて、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十一條第一項但書、齒科医師法(昭和二十三年法律第二百一十二号)第二十一條第一項但書並びに藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十二條第一項第二号及び第三号に規定する省令の制定及び改正に關して調査審議させるため、厚生省の附屬機關として、医業関係審議会(以下「審議会」といふ)を置く。
- 第二條 審議会は、委員二十五人以上をもつて組織する。
- 2 委員は、厚生大臣が、左の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において任命する。
- 一 医師、歯科医師及び薬剤師 十人
- 二 医療を受ける立場にある者 三人
- 三 学識経験のある者 九人

医 務 行 政 機 關 の 職 員 三 人

(委員の任期)

第三條 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(委員長及び委員の職務を行う委員)

第四條 審議会は、厚生大臣が委員のうちから指名した委員長一人を置く。

2 委員長は、審議会の所掌事務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を行う。

第五條 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第六條 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、会長が指名する。

3 第四條第二項及び第三項並びに前条の規定は、部会長及び部会に

引用する。

(部会)

第七條 審議会に、幹事五人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機關の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、審議会の職務を処理する。

(規則)

第八條 この法律に定めるものは、審議会の職務に關し必要な事項は、審議会が定める。

医業関係審議会

厚生大臣の諮問に應じて、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十一條第一項但書、齒科医師法(昭和二十三年法律第二百一十二号)第二十一條第一項但書並びに藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十二條第一項第二号及び第三号に規定する省令の制定及び改正に關し調査審議すること。

3 医師法、齒科医師法及び藥事法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條 医師法第二十二條の改正規定、第二條 齒科医師法第二十一條の改正規定及び第三條 藥事法第二十二條の改正規定中「別に定める審議会」を「医業関係審議会」に改める。

附則第二項中「医師法第二十二條第二項、齒科医師法第二十一條第二項及び藥事法第二十二條第二項に規定する審議会」を「医業関係審議会」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して五年を超えておしまふが、その間國民生活の安定と生活文化の向上のためには組合が示した役割は相當であるものがあると考えられ、したがって、その反面、社会経済情勢の変遷に伴い、組合の組織あるいは運営について相當の弊害が現れており、中には組合主義のあり方とは相當にかけ離れたものが出ているような状態であり、このような事態を是正し、健全な組合の發達を助長するため所要の改正を行おうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九條 第一項の表中人口問題審議会の項の次に次のように「医業関係審議会」の項を加へ、医師試験審議会の項中(昭和二十三年法律第二百一十一号)及び齒科医師試験審議会の項中(昭和二十三年法律第二百一十二号)を削る。

○小島徹三君發壇

たたいま議題となりました消費生活協同組合法の一部を改正する法律案及び医業関係審議会設置法案について、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

消費生活協同組合法の施行以來すでに五年を経過しておりますが、その間國民生活の安定と生活文化の向上のためには組合が示した役割は相當であるものがあると考えられ、したがって、その反面、社会経済情勢の変遷に伴い、組合の組織あるいは運営について相當の弊害が現れており、中には組合主義のあり方とは相當にかけ離れたものが出ているような状態であり、このような事態を是正し、健全な組合の發達を助長するため所要の改正を行おうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

次に、改正案のおもなる点を申し上げます。

第一は、組合が市中の中、小商人等に組合の名義を貸すことを禁じたことであり、第二は、消費生活協同組合地域連合会の事業制限を撤廃し、地域連合会に対しても会館、宿、消遣の経営とか、一般組合事業の經營を認めようとするものであります。

第三は、組合の事務運営を適切にするため、總會の議決事項に規約の制定、変更及び廃止を加へ、財務の適正処理に必要な基準を定めたことであります。

第四は、組合が組合員の出資額に応じて剰余金を割りどす場合の制限が従來は年五分が最高でありましたのを、出

資の増強をはかるため第一割まで引上げようとするものであります。第五は、組合の設立認可の際における審査基準として、従来の法令または設立手続違反の有無等のほか、事業を行うに必要な経営的な基礎の有無を新たに加え、また報告徴収、行政監督等の規定を案情に即して拡大し、解散命令については当該組合にあらかじめ開明の機会を与えることにいたしましたこと等であります。

本法案は、二月二十三日日本委員会に付託せられ、同二十四日政府より提案理由の説明を聴取した後、数回にわたる審査が行われましたが、組合に対する税法上の特典、信用事業の禁止、共済事業経営、員外利用の制限、金融措置、幹部職員の養成問題等、組合の健全なる発達をはかるための助長方策並びに解散命令等の監督規定については、きわめて熱心なる質疑応答が行なわれたのであります。特に組合に対する法人税の課税問題については、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する意見として大蔵委員会に申入れを行つたのでありますが、これらの詳細につきましては会議録により御承知願ひたいと存じます。

かくて、三月二十四日質疑を終了し、本月五日の委員会において各派共同の修正案が提出せられ、自由党の青柳委員よりその趣旨説明がなされました。本修正案の内容は、組合の運営が著しく不当なる場合において行政庁の報告徴収、検査、措置命令等の監督権が発動することとなつてゐるのを、組合の会計整理が著しく適正でない場合に前記の措置をとることに改めようとするものであります。

次いで修正案並びに修正部分を除く原案を一括して討論に入りまし、ところ、日本社会党を代表して長谷川委員、日本社会党を代表して杉山委員より、それら希望を述べた賛成意見の開陳があつたのであります。

次いで採決に入りまし、ところ、修正案並びに修正部分を除く他の原案は可決すべきものと議決いたしました次第でございます。次に、医業関係審議会設置法案について申し上げます。御承知の通り、去る昭和二十六年六月二十日に制定公布されました医師法、歯科医師法及び獣医師法の一部を改正する法律は、昭和三十年一月一日から施行されることになつておるのであります。

す。この法律によりますと、薬剤師でない者は販賣または授与の目的で調剤をしてはならないこととなつてゐるのであります。が、獣医師が自己の処方箋によりみずから調剤するとき、及び医師または歯科医師が患者または現にその看護に當つてゐる者から特にその医師または歯科医師から薬剤の交付を受け、そのことを希望する旨を申し出た場合、省令の定めるところにより診療上必要があるときとされる場合、及び省令の定めるところにより薬局の普及が十分でないときとされる地域で診療を行う場合において、自己の処方箋によりみずから調剤するとき、販賣または授与の目的で調剤することができることになつてゐるのであります。また医師、歯科医師は患者に対して治療上薬剤を調剤して授与する必要があると認められる場合には、患者または現にその看護に當つてゐる者に対して処方箋を交付しなければならぬこととなつてゐるのであります。省令の定めるところにより、処方箋を交付することが患者の治療上特に支障があるときとされる場合は、これを交付しなくともよいことになつてゐるのであります。しかし、たゞいま申し上げました省令の制定または改正

しようとするときは別に定める審議会意見を聞かねばならないと規定されてゐるのであります。従ひまして、以上のことき省令の制定及び改正について調査審議させるため、このたびここに医業関係審議会を設置し、その組織及び運営の方法を定めようとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本法案は三月八日日本委員会に付託せられ、同九日政府より提案理由の説明を聴取した後審査に入りまし、ところ、医師、歯科医師及び薬剤師の技術を考慮した新医療費体系をいかにするか、社会保険の診療報酬改定及び一点半価はいかなる形で現わすか、国民の医療費負担及び社会保険の医療費は増加するおそれはないか、医療分業の実施を明年一月一日に施行しこれらについての具体的資料がいまだ提出されないのは政府の怠慢ではないか、診療所、薬局の分布状況等について、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。これらの詳細については会議録により御承知願ひたいと存じます。

かくて、四月三日質疑を終了し、同六日討論に入りまし、ところ、自由党を代表して青柳委員、改進黨を代表して古屋委員、日本社会党を代表して滝井委員、日本社会党を代表して杉山委員よりそれら希望を付して賛成の意見が述べられたのであります。

次いで採決に入りまし、ところ、本法案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 両案を一括して採決いたします。日程第三の委員長の報告は修正でありまして、日程第四の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り決しました。

第五 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) ○議長(堤隆次郎君) 日程第五、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事佐藤義弘君。

昭和二十九年四月八日 衆議院全議録第三十四号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に對する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

國會議員の選挙管の執行を監督する法律の一部を改正する法律

のように改正する。

第三條に次の一号を加える。

十三 不在者投票特別経費

第四条第一項の表を次のように改める。

[illegible]

第四条第二項の表を次のように改める。

投票日	投票区		投票市		投票町		投票村	
	日曜日 又は休日	平日	日曜日 又は休日	平日	日曜日 又は休日	平日	日曜日 又は休日	平日
五百人未満	四七〇門	六六三門	八八七門	四六二門	七六六門	一三三三門	四〇六門	四六三門
五百人以上 一千人未満	五七〇門	七四九門	九六三門	四六〇門	八六九門	一三三三門	四六六門	五七七門
一千人以上 二千人未満	六七七門	九四九門	一一〇七門	六二九門	八五二門	一〇五九門	四四七門	五五三門
二千人以上 三千人未満	七九七門	一一〇三門	一三七三門	七五五門	九九九門	一一〇一門	五三二門	七九八門
三千人以上 五千人未満	九〇七門	一一八七門	一六七七門	九〇七門	一一九七門	一四七七門	六七九門	八四六門
五千人以上 一万人未満	一三三七門	一六六九門	一九九七門	二二三九門	二四七九門	一七九九門	八三九門	一〇七九門
一万人以上 二万人未満	一八八七門	二二〇七門	二四四七門	二八四七門	三三八七門	二〇〇七門	二五七門	一三三七門
二万人以上 三万人未満	二四八七門	二九六九門	三三〇七門	三六六九門	四二六九門	二二六九門	二八〇七門	二二〇七門
三万人以上	三〇八七門	三六六九門	四四〇七門	四七六九門	五三六九門	二八六九門	三三〇七門	二七〇七門

四九八

第五條第一項の表を次のように改める。

開票 区の選挙人枚		区市町村		区		市		町		村	
一 千人 未 満	六、二九二	一 千人 未 満	六、二九二	一 千人 未 満	五、八四二	一 千人 未 満	五、八四二	一 千人 未 満	四、四三二	一 千人 未 満	四、四三二
二 千人 未 満	七、二九八	二 千人 未 満	七、二九八	二 千人 未 満	六、七四二	二 千人 未 満	六、七四二	二 千人 未 満	四、九一八	二 千人 未 満	四、九一八
三 千人 未 満	一〇、〇五二	三 千人 未 満	一〇、〇五二	三 千人 未 満	九、二二八	三 千人 未 満	九、二二八	三 千人 未 満	六、四八二	三 千人 未 満	六、四八二
四 千人 未 満	一二、九〇四	四 千人 未 満	一二、九〇四	四 千人 未 満	一二、八一八	四 千人 未 満	一二、八一八	四 千人 未 満	八、四六三	四 千人 未 満	八、四六三
五 千人 未 満	一六、六七四	五 千人 未 満	一六、六七四	五 千人 未 満	一五、二五〇	五 千人 未 満	一五、二五〇	五 千人 未 満	一〇、八九三	五 千人 未 満	一〇、八九三

昭和二十九年四月八日 衆議院會議第三十四号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

四九九

開票区 の選挙人数	開票日 土曜日を 含むもの とする。	区市町村		
		区	市	町 村
一万人以上	又休日	二二、三四六	一九、四三五	一三、六〇五
一万五千人以上	又休日	二四、八六〇	二二、六八〇	一六、一九九
二万人以上	又休日	二八、四六八	二五、九三〇	一八、四二七
三万人以上	又休日	三五、五一二	三三、三三〇	二二、一〇二
一万人未満	又休日	三、二八〇	二、八五〇	一、五八九
二千人未満	又休日	一三、九三六	三四、二一〇	一、八一六
三千人未満	又休日	五、九〇四	五、一三〇	二、七二四
五千人未満	又休日	七、二一六	六、二七〇	三、四〇五
一万人未満	又休日	九、一八四	七、九八〇	四、三二三
一万五千人未満	又休日	一二、二三六	一〇、五四五	五、六七五
二万人未満	又休日	一三、一一〇	一一、四〇〇	六、一二九
三万人未満	又休日	一五、〇八八	一三、一一〇	七、〇三七
三万人以上	又休日	一七、七二二	一五、三九〇	八、一七二

第五条第三項の表を次のように改める。

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	開票日 土曜日を 含むもの とする。	区市町村		
		区	市	町 村
一万人以上	又休日	二、九九〇	二、五九〇	一、四四九
二千人未満	又休日	三、五八八	三、一〇八	一、六五六
三千人未満	又休日	五、三八二	四、六六二	二、四八四
五千人未満	又休日	六、五七八	五、六九八	三、一〇五
一万人未満	又休日	八、三七二	七、二五二	三、九三三
一万五千人未満	又休日	一一、〇六三	九、五八三	五、一七五
二万人未満	又休日	一一、九六〇	一〇、三六〇	五、五八九
三万人以上	又休日	一五、七二二	一五、三九〇	八、一七二
三万人未満	又休日	一七、七二二	一五、三九〇	八、一七二
一万人以上	又休日	二、九九〇	二、五九〇	一、四四九
二千人未満	又休日	三、五八八	三、一〇八	一、六五六
三千人未満	又休日	五、三八二	四、六六二	二、四八四
五千人未満	又休日	六、五七八	五、六九八	三、一〇五
一万人未満	又休日	八、三七二	七、二五二	三、九三三
一万五千人未満	又休日	一一、〇六三	九、五八三	五、一七五
二万人未満	又休日	一一、九六〇	一〇、三六〇	五、五八九
三万人以上	又休日	一五、七二二	一五、三九〇	八、一七二
三万人未満	又休日	一七、七二二	一五、三九〇	八、一七二

第五条第四項の表を次のように改める。

昭和二十九年四月八日

衆議院會議録第三十四号 国会議員の選挙等の執行過程の経過

三二 万人 米以 滿上	一三、七五四	一一、九一四	六、四一七
三 万人 以上	一六、一四六	一三、九九〇	七、四五二

「五十五万二千九百四十七円」を「五十五万九千四百三十三円」に改める。
同条第二項中
第六条第三項の表を次のように改める。

第六項第三項の表を次のように改める。

選挙区	市町村
選挙会又は選挙分会 又は選挙分会	
衆議院議員選挙会	
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	
一六、四二八 ^円	一四、二四八 ^円
三六、七八九	三一、九三三

「第六条第四項中」十一月一日から三月三十一日までを「十一月一日から三月三十一日まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）」に、「二万五百円」を「一万四千元」に、「二万三千五百二十五円」を「一万七千五百円」に、「二万五千七百五十円」を「二万一千円」に、「二万七千六十五円」を「二万二千七百五十円」に、「二万八千三百七十五円」を「二万四千五百円」に、「二万一千四百」を「二万八千円（道の区域にあつては、二万九千五百七十五円）」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

[illegible]

第二項の表を次のように改める。

何	何	内	何
五十万未以上	五十万未以上	七十万未以上	百万以上
五七〇	四八六	四六九	三九五
五六九	四八五	四六八	三九八
六〇〇	五七八	五五八	五五三
七六	七七	六八七	六八五
八四八	八四六	八三二	八二〇
九六六	九七五	九四四	九四三
一一〇〇	二〇九	二〇八	二〇七

[illegible]

第九條第二項中「四百九十五円を」五百六十円に、「四百三十二円を」四百八十六円に、「三百六十二円を」三百八十八円に改め、同条第六項中「十一月一日から三月三十一日までを」十一月一日から三月三十一日まで（道の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで）に、「百二十四を」百六十円に、「百五十円を」二百円に、「百八十円を」二百四十円に、「百九十五円を」二百六十円に、「二百十円を」二百八十円に、「二百四十円を」三百二十円（道の区域にあつては、五百二十円）に改める。

第十條第一項の表を次のように改める。

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

[illegible][illegible]

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

二 都道府県の支庁又は地方事務所
三 大都市 一〇、三六〇円
四 区 三、八三五円
五 市 八、九五五円

選挙人の数		金 額
三万人未満	三万人以上	一、五〇〇円
五万人未満	十万人以上	二、五〇〇円
十万人未満	十五万人以上	三、五〇〇円
十五万人未満	二十万人以上	四、五〇〇円

選挙人の数		金 額
一千人未満	一千人以上二千人未満	一、〇〇〇円
二千人未満	二千人以上三千人未満	一、五〇〇円
三千人未満	三千人以上五千人未満	二、〇〇〇円
五千人未満	五千人以上一万人未満	二、五〇〇円
一万人未満	一万人以上二万人未満	三、〇〇〇円
二万人未満	二万人以上	三、五〇〇円

第十三条第四項中「十一月一日から三月三十一日まで」を「十一月一日から三月三十一日まで」で、道

第十三条の次に次の一条を加える。

(不在者投票特別経費)

第十三条の二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十条の規定により不在者投票管理者(市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。以下「不在者投票管理者」という。)の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について二十円とする。

第十四条第一項の表中「一〇〇」及び「五〇」を「二〇〇」に改める。

第十六条中「二分の一に相当する額以内の額」を「二分の一に相当する額以内の額に第十三条の二の規定によつて算出した経費の額を加算した額」に改める。

第十七条第一項中「第四条から第十五条までの規定によつて算出した額の三分の二に相当する額以内の額」を「第四条から第十三条まで、第十四条及び第十五条の規定によつて算出した額の三分の二に相当する額以内の額に第十三条の二の規定によつて算出した経費の額を加算した額」に改め、同条第二項中「二十八万四千八百八十九円」を「二十八万八千五百二十三円」に改め、同条第三項中「三、二一六〇」を「三、六七八九」に、「九八四五」を「二、四二五」に、「二八〇二七」を「三、九三三」に、「二七、二九四」を「一九、四五八」に改める。

の区域にあつては、十一月一日から四月三十日まで「三、千六百四」を「四、千八百四」に、「千八百四」を「二千四百四」に改め、同項但書の表を次のように改める。

地 域	都道府県市町村等	都 道 府 県	町 村
一級地		六、〇〇〇	三、〇〇〇
二級地		七、二〇〇	三、六〇〇
三級地		七、八〇〇	三、九〇〇
四級地		八、四〇〇	四、二〇〇
五級地		九、六〇〇	四、八〇〇
道区域		一五、六〇〇	七、八〇〇

第十八条第一項中「各都道府県の選挙管理委員会において要する経費及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費」を「各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費」に改め、「市町村」の下に「及び不在者投票管理者」を加え、同条第二項中「百分の五以内の額の下に(自治庁長官と大蔵大臣との協議がととのつた場合においては、百分の五をこえる額)」を加え、同条第三項中「都道府県又は市町村」を「都道府県、市町村又は不在者投票管理者」に改める。

第二十条中「衆議院議員選挙人名簿」を「基本選挙人名簿」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔佐藤親弘君登壇〕

○佐藤親弘君 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

本法案提出の理由は、最近における

公務員の給与の改訂、物価の変動、その他国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の施行の状況にかんがみ、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に交付するものの基準等を改正する必要がある、これがこの法律案として提出された理由であります。

本法案は、三月八日、本委員会に付託せられ、同月十九日塚田國務大臣より提案理由の説明を聴取し、四月六日質疑終了、討論省略、採決の結果、全員一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第六 日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

○議長(堤康次郎君) 日程第六、日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案、日程第七、地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長大西順夫君。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法(昭和

昭和二十九年四月八日 衆議院会議録第三十四号 日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案外一件

二十五法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「四年を」六年に、「五年を」七年に改め、附則第六項中「五年を」七年に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第二十二条の規定に基き、鹿児島県鹿屋市に新たに神戸繊維製品検査所鹿屋出張所を設置するを生じたので、その設置について地方自治法第五十六条第六項の規定により国会の承認を求める。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔大西順夫君登壇〕

○大西順夫君 ただいま一括議題となりました日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案外一件の通商産業委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案の要旨は、日本製鉄株式会社法廃止法の施行後の情勢の変化にかんがみ、八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の社債等に対する一般担保の制度に関する同法附則第五項及び第六項の期限をさらに二年延長しようというのであります。旧日本製鉄株式会社法の規定によれば、いわゆる一般担保制度の適用により、社債の発行にあつては工場抵当法による工場財団を組成する必要がなかつたため、同社の資産についてはまったく工場財団の組成に必要な措置が講ぜられていなかったことにかんがみ、日本製鉄株式会社の第二会社たる八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の二社に対して工場財団組成のための猶予期間を設け、二年を限つて一般担保による社債の発行を許容するとともに、三年を限つて社債の担保の効力を認め、見返り資金等の貸付金の担保の効力についても同様の措置をとつたのであります。

その後両社の設備合理化計画の進捗に伴い、一般担保の対象となる債務も急激に増加したため、規定された期限内にこの債務に見合う工場財団組成を完了することが困難となつたので、昭和二十七年四月十二日法律第十二号をもつて期限をさらにそれより二年延長して今日に至つております。

本法は去る三月三十日通商産業委員会に付託されましたので、翌三十一日通商産業大臣より提案理由を聴取いたしました。本法は案につきましては、各党とも別に異議もありませんので、四月七日討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

次に、地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件について御報告申し上げます。

本件は、鹿児島地方におきまして、今日まで繊維検査は神戸繊維製品検査所福岡支所において行つて参つたのであります。福岡市と鹿児島市とは相当の距離があり、その上に検査数量も逐次増加し、昨年一月は三千五百ヤード、六月には七千五百六十ヤード、十一月においては更に六千六百七十

百五十五ヤードと激増になつておる実情でありまして、その輸送総額も年間三千万円を越えるのであります。従いまして、輸出手続を円滑にするため、常時検査員を駐在せしめ、検査表示の能率的運営をはかり、品質の改善と海外における声譽の向上に資しようとするのであります。なお、この増設に伴う予算並びに人員は現行のままで十分実施し得ることになつております。

本件は四月二日当委員会に付託せられ、六日提案理由を聴取し、翌七日質疑に入り、政府委員との問答熱心な質疑応答があつたのであります。内容については会議録を御参照願ふことといたします。

引続き、討論を省略して採決いたしましたところ、総員をもちまして本件について承認を予へべきことに議決した次第であります。

以上、簡単にありますが、御報告申し上げます。(拍子)

○議長(堤康次郎君) まず、日程第六につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 入場税法案

次に、日程第七につき採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(橋本虎三郎君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

入場税法案(内閣提出)

○議長(橋本虎三郎君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、入場税法案を議題となし、この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(橋本虎三郎君) 斎藤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(橋本虎三郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

入場税法案を議題といたします。委員長報告を求めます。大蔵委員長、三郎君。

入場税法案

〔本号の附録に掲載〕

入場税法案に対する修正案
〔本号の附録に掲載〕

入場税法案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔千葉三郎君登壇〕

○千葉三郎君 ただいま議題となりました入場税法案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

本法律案に関する政府の説明によりますと、今次の税制改正の一環として、地方財源の確保を是とする等のために、現在地方税である入場税を国において徴取することとしようとするのであります。すなわち、現行地方税法の建前を踏襲しながら、課税範囲の合理化、税率の引下げ等を行うというのであります。

本案の内容について概略申し上げますと、まず入場税の課税範囲につきましては、政府の提案は、現行地方税の第一種、第二種を国税に移すこととし、第三種の玉突き、舞踏場等の施設の利用についての課税につきましては、国税として課税することが必ずしも適当でないものもあり、これらに対する課税を地方団体の選択にまかせておくことが実情に即するものと認め、これを除外しようというのであります。

次に税率であります。現行地方税法は映画館等一律に入場料金の百分の五十となつておるのを、この際四段階に区分して、最低百分の二十から最高百分の五十までの段階税率とし、舞踏会場等についても、現行百分の二十を百分の十に引下げるというのであります。なお、純音楽、純オペラ等の催しものまたはスポーツを催す場所は現行の通り百分の二十として、入場料金の著しく高いもの、すなわち入場料金七百円を超えるものについても百分の四十の税率によることとしようというのであります。

次に、免税点につきましては、現行地方税ではその定めはありませんが、入場料金が二十円以下の場合及び小学校等の生徒、児童等が教育上の目的をもつて団体入場する場合、その料金が三十円以下の場合、おのづから課税しないこと等でありました。また、教育関係団体、社会福祉関係団体等が社会事業等の目的をもつて主催する催しもの等の免税は現行地方税の通りであります。

なお、入場税は百九十二億円の収入を予定しており、新しく設けられる交付税及び譲与財産交付金特別会計にこれを収納して、その百分の九十に相当する額を都道府県の人口を基準として配分して、地方財源の確保をはかろうというのであります。

以上が本法律案の内容であります。本案につきましては、大蔵委員会は、去る二月十七日府県委員から提案理由の説明を聴取し、次いで質疑に入りました。その質疑の内容について概略申し上げますと、入場税の国税移管は地方の自立財源を削つて地方自治の基礎を弱めるものではないか、また地方財源の確保は是正のためならば、遊興飲食税の国税移管を何ゆえにとりやめたかなどの質疑に対しまして、入場税、国税移管は偏在是正のためであり、これがため地方自治が弱められることはない、遊興飲食税は諸般の情勢を見てしばらく見合せ、現在は入場税移管によつてその偏在是正を行いたい旨政府委員より答弁がありました。

次に、審議の間、去る三月二日には公聴会を開いて、田中宮崎県知事、藤原敬典研究所の藤原義江君、大阪知事代理橋本重男君、日本興業組合連合会河野義一君の公述入りの意見を聴取いたしました。

次に、去る七日、自由党大平委員長より、自由党、日本自由党共同提案による修正動議が提出されました。修正案の内容は、第一種の課税標準を改め、かつ税率を百分の二十から五十に至る四段階であるのを百分の十から五十に至る五段階に区分し、第二種については、交響楽、純音楽等に対する税率を一律に二〇%とし、また第一種の二十円以下の免税の規定を削り、及び施行期日を改めるものであります。

次に修正案に対する質疑について申し上げますと、おもなるものは、修正による入場税減収見込みいかん、地方財政計画との関係いかん等でありました。これらに対して、提出者及び大蔵大臣より、修正による税収予想は百四十五億円で、この修正によつて地方財政に支障があつてはならないから、当初予定の税収の得られない場合は、百七十二億八千万円までその差額を一般会計において負担するように入場譲与税法を修正して、そのため国でとる入場税収の一割をこれに充てて、それでも不足する場合は一時借入金で補いたいとの説明がありました。

次いで、本日原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、内藤友明委員は改進黨を代表して反対の旨、山村新治郎委員は日本自由党を代表して賛成の旨、小川豊雄委員は日本社会党を代表して反対の旨、黒金泰美委員

午後五時三十七分休憩

○議長(堤廣次郎君) 右の結果、入場
税法案は委員長報告の通り修正議決い
なしました。

川村善八郎君 河原田稼吉君

堀原 俊郎君

永 佛骨君 松野 賴三君

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 議長の報告

松山 義雄君	三池 恒君	神近 市子君	木原津與志君	稻富 稔人君	今澄 勇君
三浦寅之助君	水田三喜男君	北山 愛郎君	久保田鶴松君	受田 新吉君	大西 正道君
南 好雄君	村上 勇君	黒澤 幸一君	佐々木三三君	大矢 省三君	加藤 勘十君
持永 義夫君	森 清君	佐藤親次郎君	齊木 重一君	加藤 錦造君	甲斐 政治君
森 幸太郎君	入木 一郎君	櫻井 奎夫君	志村 茂治君	春日 一幸君	片山 哲君
安井 大吉君	山口久一郎君	柴田 義男君	島上善五郎君	川島 金次君	川俣 清吾君
山口 好一君	山口六郎次君	下川儀太郎君	鈴木茂三郎君	河上丈太郎君	木下 郁君
山崎 巖君	山崎 猛君	田中鐵之進君	田中 稔男君	菊川 忠雄君	小林 進君
山田 彌一君	山中 貞則君	多賀谷貞稔君	高津 正道君	佐竹 新市君	佐竹 晴記君
山本 勝市君	山本 正一君	滝井 義高君	橋 兼次郎君	杉村沖治郎君	杉山元治郎君
山本 友一君	吉田 重延君	辻原 弘市君	永井勝次郎君	田中幾三郎君	竹谷源太郎君
吉武 惠市君	渡邊 良夫君	成田 知巳君	西村 力弥君	長 正路君	辻 文雄君
吉武 四郎君	只野直三郎君	野原 覺君	芳賀 賢君	堤 ツルヨ君	戸叶 里子君
安藤 覺君	池田正之輔君	萩元ハ子君	長谷川 保君	土井 直作君	中井徳次郎君
松田竹千代君	松永 東君	岡田 昌子君	古屋 貞雄君	中居英太郎君	中澤 茂一君
三木 武吉君	山村新治郎君	帆足 計君	穂積 七郎君	中村 高一君	中村 時雄君
否とする議員の氏名		細道 兼光君	正木 清君	日野 吉夫君	平岡忠次郎君
佐藤 芳男君	雄熊 三郎君	松原喜之次君	三鍋 義三君	細野三千雄君	前田榮之助君
内藤 友明君	阿部 五郎君	森 三樹二君	八百板 正君	松井 政吉君	松平 忠久君
青野 武一君	赤路 友藏君	安平 鹿一君	柳田 秀一君	松前 重義君	三宅 正一君
赤松 勇君	足鹿 覺君	山口丈太郎君	山崎 始男君	水谷長三郎君	門司 亮君
飛島田一雄君	淡谷 悠藏君	山田 長司君	山中日露史君	矢尾喜三郎君	山口シヅエ君
猪俣 浩三君	石村 英雄君	山花 秀雄君	山本 幸一君	山下 榮二君	吉田 賢一君
石山 權作君	稻村 順三君	橋路 簡雄君	和田 博雄君	岡田 春夫君	久保田 豊君
小川 豊明君	加賀田 進君	井伊 誠一君	井上 良二君	館 俊三君	中原 健次君
加藤 清二君	片島 港君	井堀 繁雄君	伊瀬幸太郎君	中村 英男君	原 彪君
勝岡田清一君	上林與市郎君	伊瀬卯四郎君	池田 順治君		

○議長(堤康次郎君) 本日はこれにて散会いたします。
午後六時三十八分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 小笠原三郎君
郵政大臣 塚田十一郎君
國務大臣 緒方 竹虎君

出席政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁財政部長 後藤 博君
自治庁税務部長 奥野 誠亮君
外務政務次官 小瀧 彬君
厚生政務次官 中山 マサ君

閣議を省略した報告

一、去る三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
統計法の一部を改正する法律
日本銀行券預入令等を廃止する法律

外国為替銀行法

一、去る三日憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
昭和二十九年年度一般会計予算
昭和二十九年度特別会計予算
昭和二十九年年度政府関係機関予算

一、去る六日提議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
土地調整委員 諸橋 實
会委員代理 諸橋 實

(別紙)

東京簡易裁判所

昭和二十九年四月五日

東京簡易裁判所 向井 周吉

内閣總理大臣吉田茂殿

衆議院議員の連捕につき許諾を求めず件

一審地

衆議院議員 關谷 勝利

住居 同 都中野区文園町

十九番地

衆議院議員 岡田 五郎

右の者等に対する収賄被疑事件(被疑事実は別紙の通り)につき東京地方檢察庁検事河井伯太郎より當裁判所に対し連捕状の請求があつたので令状発付につき憲法第五十條国会法第三十三條第三十四條の二により許諾を求めることを要求する。

(別紙)

被疑事案

被疑者等は、衆議院議員として衆議院に於て、法律案その他の議案の発議、予算案、法律案等の審議、修正、質問、質疑、討論、表決等を行な

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号 議長長の報告

職務を執掌中、昭和二十八年三月頃より飯野海運株式会社取締役副社長三益一太郎並びに同会社調査部調査課員小山朝光その他より海運助成策の衆議院に於ける審議殊に外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法案並びに昭和二十八年度予算案等の審議表決等に関し、油槽船に対する日本開發銀行よりの融資額の増額利子補給及び損失補償法の適用範圍の拡大その他に関し、尽力方請託を受けその実現を見るや右請託実現の謝礼並びに今後同様な尽力を得たい趣旨の下に供与されるものであることを知悉し乍ら

一 被疑者關谷勝利は昭和二十八年九月上旬頃、東京都千代田区丸の内三丁目六番地飯野海運株式会社において、右三益一太郎より現金二十万円を受取し

二 被疑者岡田五郎は同年八月下旬頃、同区露ヶ岡二丁目二番地、第二議員會館において、右小山を介し右三益より現金三十万円を受取し

夫々前記職務に関し収賄したものである。

一、去る三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

尾関 義一君

外務委員

厚生委員

水産委員

郵政委員

建設委員

経済安定委員

地方行政委員

三池 信君

外務委員

厚生委員

水産委員

郵政委員

建設委員

経済安定委員

委員の辞任を許可した。

一、去る五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員

地方行政委員

外務委員

大蔵委員

池田 清志君

本名 武君

勝岡田清一君

萩元たけ子君

萩元たけ子君

池田 清志君

本名 武君

勝岡田清一君

一、去る五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員

地方行政委員

外務委員

大蔵委員

厚生委員

水産委員

郵政委員

建設委員

経済安定委員

地方行政委員

三池 信君

外務委員

厚生委員

水産委員

郵政委員

建設委員

経済安定委員

委員の辞任を許可した。

一、去る六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員

地方行政委員

外務委員

大蔵委員

池田 清志君

本名 武君

勝岡田清一君

萩元たけ子君

萩元たけ子君

池田 清志君

本名 武君

一、昨七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

生田 安一君

澤地 文平君

石村 英雄君

山口喜久一君

法務委員

外務委員

大蔵委員

文部委員

厚生委員

降旗 徳弥君

岡 良一君

農林委員

佐々木盛雄君

水産委員

電気通信委員

山口喜久一君

労働委員

建設委員

決算委員

山田 長司君

横路 節雄君

小林 信一君

一、昨七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

山田 彌一君

井堀 繁雄君

木村 武雄君

遠藤 三郎君

降旗 徳弥君

五〇七

昭和二十九年四月八日 衆議院會議第三十四号 議長の報告

内閣委員 生田 宏一君

地方行政委員

山本 正一君 山口喜久一郎君

山田 彌一君 横路 節雄君

滝井 義高君 池田正之輔君

木村 武雄君

法務委員

松永 東君

佐々木盛雄君

大蔵委員 山中 貞則君

文部委員 堀川 恭平君

厚生委員

中山 マサ君 石村 英雄君

井堀 繁雄君

農林委員

降旗 徳弥君 遠藤 三郎君

水産委員 降旗 徳弥君

電気通信委員

木村 武雄君 山口喜久一郎君

労働委員

岡 良一君

建設委員

濱地 文平君

決算委員

片島 港君 阿部 五郎君

議院運営委員

中村 英男君

一、内閣委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は昨七日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

防衛庁設置法案(内閣提出第九四号)

自衛隊法案(内閣提出第九五号)

一、意見を聞くこととする問題

防衛庁設置法案及び自衛隊法案

について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七条により承認を求め。

昭和二十九年四月六日

内閣委員長 稻村 順三

衆議院議長堤康次郎殿

一、昨七日内閣委員長から次の公聴会開会報告書を提出した。

公聴会開会報告書

一、公聴会を開く議案

防衛庁設置法案(内閣提出第九四号)

自衛隊法案(内閣提出第九五号)

一、意見を聞く問題

防衛庁設置法案及び自衛隊法案

について

一、公聴会の日時

昭和二十九年四月十三日及び十四日 午前十時

右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九条により報告する。

昭和二十九年四月七日

内閣委員長 稻村 順三

衆議院議長堤康次郎殿

一、去る三日内閣から提出した議案は次の通りである。

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

人権委員会設置法案(亀田治治君外九名提出、衆法第八号(予))

内閣委員会 付託

一、去る三日衆議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

特別調査資金設置命令等の一部を改正する法律案

一、去る三日衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨を衆議院に通知した。

統計法の一部を改正する法律案

日本銀行券預入令等を廃止する法律案

外国為替銀行法案

一、去る五日内閣から提出した議案は次の通りである。

文化財保護法の一部を改正する法律案

航空機製造法の一部を改正する法律案

一、去る五日委員会に付託された議案は次の通りである。

文化財保護法の一部を改正する法律案

航空機製造法の一部を改正する法律案

一、去る五日委員会に付託された議案は次の通りである。

文化財保護法の一部を改正する法律案

航空機製造法の一部を改正する法律案

一、去る五日委員会に付託された議案は次の通りである。

文化財保護法の一部を改正する法律案

航空機製造法の一部を改正する法律案

一、去る三日衆議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

航空機製造法の一部を改正する法律案

航空機製造法の一部を改正する法律案

一、昨七日内閣から提出した本約は次の通りである。

万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件

けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件

一、昨七日委員会に付託された本約は次の通りである。

万国農事協会に関する条約の失効に関する議定書への加入について承認を求めるの件(衆約第一三三号)

けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件(衆約第一四号)

以上二件 外務委員会 付託

一、昨七日議長は、議員関谷勝利君、岡田五郎君の逮捕について許諾を求めるの件を議院運営委員会に付託した。

一、今八日議員から提出した議案は次の通りである。

入場券等税法案に対する修正案(加藤三君外十一名提出)

衆議院會議録第三十一号中正誤 頁段行 誤 正 六六 三 主要構造部 建築基準法 部、建築基 準法	六六 三 主要構造部 建築基準法 部、建築基 準法 六六 三 主要構造部 建築基準法 部、建築基 準法	六六 三 主要構造部 建築基準法 部、建築基 準法 六六 三 主要構造部 建築基準法 部、建築基 準法	六六 三 主要構造部 建築基準法 部、建築基 準法 六六 三 主要構造部 建築基準法 部、建築基 準法	六六 三 主要構造部 建築基準法 部、建築基 準法 六六 三 主要構造部 建築基準法 部、建築基 準法	六六 三 主要構造部 建築基準法 部、建築基 準法 六六 三 主要構造部 建築基準法 部、建築基 準法

昭和二十九年四月八日 衆議院會議録第三十四号